第２編　風水害防災計画

第１章　風水害の想定

第１節　過去の風水害

室蘭市は、過去に度々台風、大雨等による被害に見舞われており、このうち救助法が適用された災害が４回となっている。この原因としては市街地に大きな河川はないものの、住宅地が沢地によって分断されており、かつ、斜面に沿って住宅が展開している地形的な特性から、大雨等による崖崩れ等が起きやすいこと等が考えられる。

昭和２０年（１９４５年）以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

昭和２０年（１９４５年）以降の風水害による主な被害状況

発生年月日（西暦）	種　別	被　害　状　況
昭和 29 年（1954） 9 月 26 日	台　風	台風第１５号（洞爺丸台風）が室蘭地方を通過 最大風速 37 ㎧　最大瞬間風速 55 ㎧ 家屋全壊１７９戸　半壊４５６戸　小破２，１２２戸 家屋被害額　12,983 千円 畜産林業被害額　76,585 千円 漁業被害額　73,193 千円 被害総額 162,761 千円 【救助法適用】
昭和 36 年（1961） 10 月 5 日～6 日	大　雨	台風第２３号の余波による 986 ㎳の低気圧の通過 総雨量 173 ㎜ 死者２名　負傷者４名 家屋全壊６戸　流出３戸　床上浸水３２５戸　床下浸水　４６８戸　道路決壊・橋流出２件　堤防決壊１件 被害総額 246,105 千円 【救助法適用】
昭和 37 年（1962） 8 月 9 日	台　風	台風第１０号 中心気圧 984 ㎳ 最大風速 25 ㎧ 総雨量 117 ㎜ 家屋全壊４戸　半壊７戸 床上浸水２４２戸　床下浸水７，０４５戸 被害総額 210,980 千円

発生年月日（西暦）	種　別	被　　害　　状　　況
昭和 40 年（1965） 9 月 10 日	台　風	台風第２３号 家屋全壊１戸　半壊５戸 床上浸水６戸　床下浸水４２１戸　崖崩れ１３件 被害総額 101,785 千円
昭和 50 年（1975） 8 月 22 日～24 日	暴風雨	台風第６号くずれの低気圧　総雨量 161 ㎜ 住家全壊１戸　一部損壊７戸 非住家全壊３棟　半壊１棟　河川決壊７件 道路決壊２２件　石垣崩壊５件　土砂崩れ３４件 被害総額 195,990 千円
昭和 55 年（1980） 8 月 28 日～31 日	大　雨	低気圧　総雨量 256 ㎜ 住家全壊２４戸　半壊２６戸 床上浸水２８６戸　床下浸水１，１４０戸 土砂崩れ　１４７件　石垣崩壊１９件 道路決壊　１１５件　農業被害２ha　商業被害２５０件 河川決壊１６件　下水道被害５３件 水道施設被害１０件　墓園被害２件 教育施設被害８件　市営住宅被害１００戸 室蘭本線不通　市内バス全面運休 被害総額 2,910,493 千円 【災害対策本部設置】 【救助法適用】
昭和 56 年（1981） 8 月 21 日～23 日	台　風	台風第１５号　最大瞬間風速 27.2 ㎧　総雨量 226 ㎜ 住家全壊３戸　半壊１戸　一部損壊６４戸 床上浸水１８戸　床下浸水４０２戸 非住家全壊２棟　一部損壊４棟 土砂崩れ１００件　道路決壊２６件　河川決壊１３件 港湾施設被害６件　教育施設被害１２件 上下水道施設被害６件　公園墓園被害４件 漁業被害６件　農業被害２１．１ha 被害総額 702,830 千円 【災害対策本部設置】
昭和 58 年（1983） 6 月 18 日～7 月 6 日	長　雨	低気圧　総雨量 324.5 ㎜ 住家全壊１戸 道路決壊４件　崖崩れ２件　石垣崩壊５件 被害総額 130,070 千円

発生年月日（西暦）	種　別	被　　害　　状　　況
昭和 58 年（1983） 9 月 24 日～25 日	大　雨	低気圧　総雨量　室蘭 33 ㎜　登別山間部 218 ㎜ 道路決壊２件　河川被害１７件 上水道施設（水源）被害４件 被害総額 304,738 千円　　【災害対策本部設置】
昭和 60 年（1985） 1 月 12 日～13 日	暴風雪	住家一部損壊３戸 公立文教施設被害２件　港湾施設被害１件 その他（船舶坐礁１件） 被害総額 748,837 千円
平成 6 年（1994） 9 月 29 日～30 日	台　風	台風第２６号　最大風速 16 ㎧　総雨量 59 ㎜ 住家被害４７戸　非住家被害１１棟 土木被害１７件　衛生被害１件　都市施設被害３０件 公立文教施設被害１０件　商工被害７件 被害総額 55,741 千円
平成 7 年（1995） 11 月 8～9 日	暴風雪	低気圧　最大風速 23.5 ㎧　最大瞬間風速 33.6 ㎧ 住家被害１７件　非住家被害７件　農業被害１１件 土木被害（港湾）４件　水産被害１件　商工被害３件 公立学校被害１０件　上水道被害１件 社会教育施設１件　都市施設被害１６件 被害総額 21,839 千円
平成 11 年（1999） 7 月 13～14 日	大雨	停滞前線　総雨量 127.5mm 床下浸水１戸　土木被害７件　林業被害１件 都市施設被害１件 被害総額 73,200 千円　　【警戒本部設置】
平成 13 年（2001） 9 月 10～12 日	大雨	台風第１５号　総雨量 159mm 道路法面崩壊２件　土砂崩れ３件 被害総額 12,660 千円　　【警戒本部設置】
平成 16 年（2004） 9 月 8 日	暴風	台風第１８号　最大瞬間風速 45.7 ㎧ 住家被害８７件　非住家被害５件 土木被害（港湾）１件　商工被害２件 公立学校被害６件　社会教育施設４件 社会福祉施設４件 停電２,５５８戸 被害総額 46,400 千円　　【災害対策本部設置】

発生年月日（西暦）	種　別	被　　害　　状　　況
平成 20 年（2008） 7 月 23 日	大雨	総雨量 164mm　日降水量 129mm(7 月としての記録 1 位) 1 時間降水量 46mm（7 月としての記録 2 位） 10 分間降水量 18mm（7 月としての記録 1 位） 床下浸水１５棟、床上浸水２０棟 非住家被害２件　商工被害７５件（床上・下被害） 道路被害４件、鉄道施設被害１件、土砂崩れ１０件 【警戒本部設置】
平成 22 年（2010） 8 月 11 日～12 日	大雨	総雨量 202mm 24 時間降水量 182.5mm（8 月としての記録 1 位） 1 時間降水量 39mm（8 月としての記録 2 位） 10 分間降水量 18mm（8 月としての記録 1 位） 床下浸水２６棟、床上浸水１１棟 非住家被害８件　商工被害６０件（床上・下被害） 道路被害４件、河川被害３件、土砂崩れ１６件 避難勧告５世帯９名 自主避難１４名 【避難勧告】 【警戒本部設置】
平成 24 年(2012) 11 月 27~30 日 11･27 暴風雪警報 大規模停電災害	暴風雪	最大瞬間風速 39.7 ㎧（11 月 1 位） 停電　市内最大３０，０００戸（27 日） 家屋被害１５１件、公共施設被害４８件、 市営住宅６３件　倒木１，２４６本、断水５０戸 避難勧告４８世帯１０１名（27 日 21:00 ﾋﾟｰｸ時） 【災害対策本部設置】 【救助法適用】 ＊冬季の大規模停電の影響による適用
平成 28 年(2016) 2 月 29 日~3 月 1 日	暴風雪 ・大雪	最大瞬間風速 34.3 ㎧（3 月 1 位） 日最大風速 20.1m（3 月 4 位） 停電　市内最大７０８戸（3 月 1 日） 家屋被害４３件、公共施設被害９件、 市営住宅１２件、電柱倒壊４本

発生年月日（西暦）	種　別	被　　害　　状　　況
平成 28 年(2016) 8 月 30 日～8 月 31 日	台　風	台風第１０号　最大瞬間風速 32.7 ㎧（8 月 1 位） 停電　市内最大７１５０戸（8 月 30 日） 住家全壊５件　大規模半壊１件　半壊４件 土木被害２７６件　水産被害９件　商工被害４５件 公共施設被害３３件　【災害対策本部設置】 【被災者生活再建支援制度】
平成 29 年(2017) 7 月 22 日	大雨	1 時間降水量 48.0mm（7 月 2 位） 10 分間降水量 14.5mm（7 月 2 位） 床上浸水６棟、床下浸水５棟　【災害対策本部設置】
平成 29 年(2017) 9 月 17 日～9 月 19 日	台風 土砂災害警戒情報	台風第１８号　最大風速 20.6 ㎧　最大瞬間風速 28.0 ㎧ 停電　市内最大１１００戸（9 月 18 日） 【災害対策本部設置】
平成 30 年（2018） 3 月 1 日～3 月 2 日	暴風雪	最大風速 20.1 ㎧　最大瞬間風速 31.7 ㎧ 停電　市内最大２５０戸 【災害対策本部設置】
平成 30 年（2018） 9 月 4 日～9 月 5 日	台風	台風第２１号　最大瞬間風速 33.9 ㎧　最大風速 19.7 ㎧ 【災害対策本部設置】

※平成 2 年以降の風水害被害状況を資料編に掲載

※月別の記録は掲載当時の記録を掲載

第２節　計画で想定する風水害

１　気象警報の発表割合

胆振地方における１９４７年（昭和２２年）以降の気象警報の発表割合としては、大雨、暴風が全体の約７割を占め、内訳はそれぞれ５割程度となっている。

２　風水害の想定

過去の観測値

室蘭地方気象台における、室蘭市の降水量及び風速の観測値の極値・順位は次のとおりである。

降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第１位	第２位	第３位	統計期間
日最大 １時間降水量	51.3 ㎜ 1949.9.23	50.0 ㎜ 1961.9.4	49.0 ㎜ 1943.7.30	1940/1 ～2023/10
日降水量	170.0 ㎜ 1975.11.7	141.5 ㎜ 2021.8.10	141.0 ㎜ 1998.8.16	1923/1 ～2023/10
月最大 24 時間降水量	182.5 ㎜ 2010.8.12	178.5 ㎜ 1975.11.7	170.0 ㎜ 2021.8.10	1963/1 ～2023/10
日最大風速	南 37.2m/s 1954.9.26	西南西 30.0m/s 1958.1.2	西 29.9m/s 2012.11.27	1923/1 ～2023/10
日最大瞬間風速	南 55.0m/s 1954.9.26	南南西 45.7m/s 2004.9.8	西 39.7m/s 2012.11.27	1952/1 ～2023/10

（注）風速の、１９５４年（昭和２９年）９月２６日の記録は、台風第１５号（洞爺丸台風）で観測している

第２章　災害通信計画

第１節　気象業務に関する計画

１　気象等の予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区であり、我が国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を１１に分割した地方予報区、地方予報区を更に５６に分割した府県予報区からなっている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と７つの府県予報区に分かれている。室蘭市は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

（１）　予報区

予報及び注意報・警報・特別警報の対象となる区域は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区があり、全国予報区は気象庁本庁が担当する。北海道においては、北海道地方予報区として札幌管区気象台が担当する。北海道地方予報区は７つの府県予報区に分かれており、室蘭市は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
胆振・日高地方	胆振地方	胆振中部	室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市

・　「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。
・　「二次細分区域」とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。また、テレビやラジオによる放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。
・　海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする
・　「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域

（２）　地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時刻

気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時刻は次のとおりである。

担　当　官　署	予報・警報等の種類	回　　数
札幌管区気象台 （地方予報区担当官署）	地方天気予報 （地方天気分布予報） 地方週間天気予報 地方季節予報 ２週間気温予報 天候早期警戒情報 １か月予報 ３か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日３回（０５．１１．１７時） 毎日２回（１１．１７時） 毎日１回（１４時３０分） 原則毎週２回（月・木） 毎週１回（木） 毎月１回（２５日頃） 毎年１回（２月） 毎年１回（９月） 随時
室蘭地方気象台 他６官署 （府県予報区担当官署）	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 特別警報・警報・注意報 府県気象情報 早期注意情報 （警報級の可能性）	毎日３回（０５．１１．１７時） 毎日３回（０５．１１．１７時） 毎日２回（１１．１７時） 随時 随時 毎日３回（０５．１１．１７時） ※翌日まで 毎日２回（１１時、１７時） ※２日～５日先まで

（３）　海上予報区

船舶の利用に適合する予報・警報は海上予報区に発表される。海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区の中を１２に分割した地方海上予報区からなっており、室蘭市沖合いの海域は、「北海道南方及び東方海上」のうちの「日高沖」に含まれ、札幌管区気象台が担当している。

海上予報区の細分区域

地方海上予報区名	細　分　海　域	担当気象官署
北海道南方及び東方海上	日高沖	札幌管区気象台

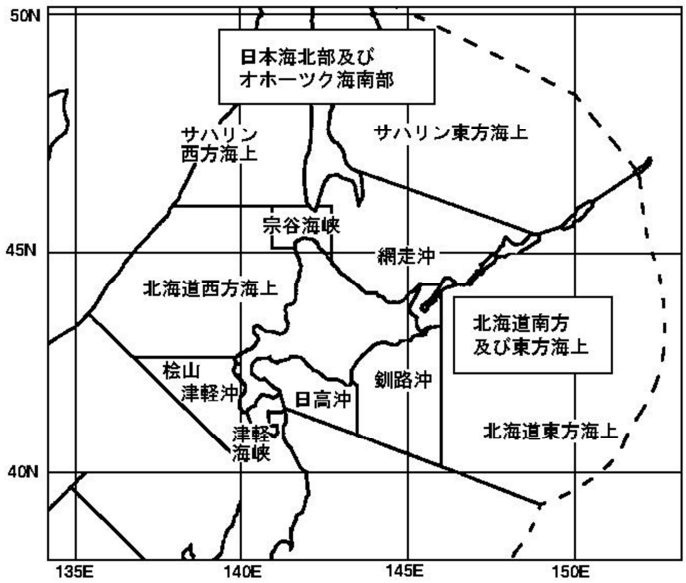

地方海上予報区

２　気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）、水防法（昭和２４年法律第１９３号）及び消防法（昭和２３年日法律第１８６号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律（平成１２年法律第５７号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法及び伝達方法等は次のとおりである。

（１）　気象等に関する特別警報・警報・注意報

①　特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

室蘭地方気象台が発表する室蘭市に関係する基準は次のとおりである。（基準値はいずれも予想値）

ア　気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	発　表　想　定
大　　雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に注意すべき事項が記載される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴　　風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高　　潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
波　　浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大　　雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴 風 雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

イ　気象等に関する警報・注意報

（ア）　気象警報

警　報

種　　類	発　　表　　基　　準
暴風 （平均風速）	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 陸上１８㍍以上　＊1　　海上２５㍍以上
暴風雪 （平均風速）	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上１８㍍以上　＊1　　海上２５㍍以上　（雪による視程障害を伴う）
波浪 （有義波高）	風波、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 ６．０ｍ以上。ただし西～北西の風の場合は５．０ｍ以上。
高潮 （潮位Ｔ・Ｐ上）	台風等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 （浸 水 害）表面雨量指数基準１５以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準１４７以上 （土砂災害、浸水害）　両基準に到達すると予想される場合

種　　類	発　　表　　基　　準
洪水 （流域雨量指数）	洪水により重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 （流域雨量指数）　鷲別川流域９．９以上、知利別川流域７．９以上、 本輪西川流域７.７以上、ポロペケレオタ川流域５．８以上 チマイベツ川流域１０以上、ペトトル川流域６.１以上 コイカクシ川流域５以上
大雪	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 現地の１２時間降雪の深さ　平地４０㎝以上、山間部５０㎝以上

＊１　室蘭地方気象台の観測値は２０m/ｓを目安とする。

（イ）　気象注意報

注意報

種　　類	発　　表　　基　　準
強風 （平均風速）	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上１２㍍/s以上＊２　海上１５㍍/s以上
風雪 （平均風速）	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上１２㍍/s以上　雪による視程障害を伴う＊２ 海上１５㍍/s以上　雪による視程障害を伴う
波浪 （有義波高）	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合 ３ｍ以上
高潮 （潮位Ｔ・Ｐ上）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合。　１．０ｍ以上
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合 表面雨量指数基準１０以上　土壌雨量指数基準７９以上
洪水 （流域雨量指数、 複合基準）	水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域７.９以上、知利別川流域６.３以上 本輪西川流域６.１以上、ポロペケレオタ川流域４.６以上 チマイベツ川流域８以上、ペトトル川流域４．８以上 コイカクシ川流域４以上 複　合　基　準 コイカクシ川流域（８，３.２）＊３
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 平地２０㎝以上。山間部３０㎝以上。(12 時間降雪の深さ)
雷	落雷等により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

種　　類	発　　表　　基　　準
乾燥	空気の乾燥により、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合 最小湿度３５％以下　実効湿度６５％以下
濃霧 （視程）	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上２００ｍ以下　海上５００ｍ以下
霜 （最低気温）	早霜、晩霜により農作物への被害が起るおそれがある場合　３℃以下
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ①　２４時間降雪の深さ３０㎝以 ②　積雪の深さ４０㎝以上で日平均気温５℃以上
低温 （通年）	低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道菅凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがあると予想される場合 日平均気温が平年より５℃以上低い日が２日以上継続
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 気温０℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
着氷 （船体）	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合 水温４℃以下・気温－５℃以下で風速８㎧以上
融雪 (融雪量・雨量)	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 ２４時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が６０㎜以上

＊２　室蘭地方気象台の観測値は１４m/ｓを目安とする。

＊３　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

（ウ）　キキクル（大雨警報・洪水警報）の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先まで雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・　「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・　「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・　「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川経路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・　「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・　「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・　「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

種類	概要
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準へ到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時１０分ごとに更新している。

大雪警報・注意報の基準において規定した平坦地と平坦地以外の区分については次の図のとおり。

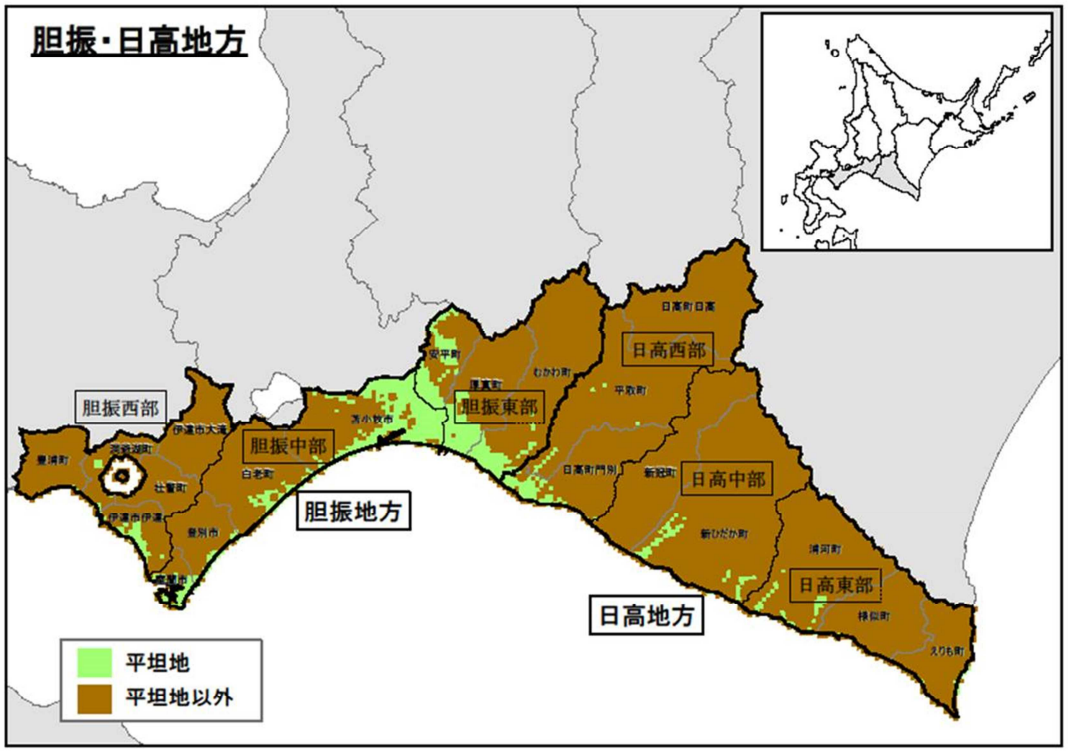

○　顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

なお、これを補足する情報として、気象庁の「雨雲の動き」、「今後の雨」（1 時間雨量又は 3 時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を確認することができる。

※　雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
※　今後の雨：https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

○　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。(https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#ements:land/)
危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

○　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、胆振・日高地方気象情報の一種として発表する。室蘭市を含む胆振地方の基準は、１時間雨量１００ｍｍ以上である。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル「危険度分布」で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）　https:///www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
浸水キキクル（危険度分布）　https:///www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
洪水キキクル（危険度分布）　https:///www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land

○　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった場所を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効時間は、発表から概ね１時間である。

※　雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）: https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

②　防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル５	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）（災害切迫）	大雨特別警報（土砂災害）（災害切迫）
警戒レベル４	氾濫危険情報	洪水キキクル（危険度分布（危険））	・　土砂災害警戒情報 ・　土砂災害に関するメッシュ情報（危険）
警戒レベル３	氾濫警戒情報	・　洪水警報 ・　洪水キキクル（危険度分布（警戒））	・　大雨警報（土砂災害） ・　土砂キキクル（危険度分布（危険））
警戒レベル２	氾濫注意情報	洪水キキクル（危険度分布（注意））	土砂キキクル（危険度分布（注意））
警戒レベル１			早期注意情報（警報級の可能性） ※　大雨に関して、明日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合

③　気象警報等は、次の系統図により伝達する

気象警報等伝達系統図

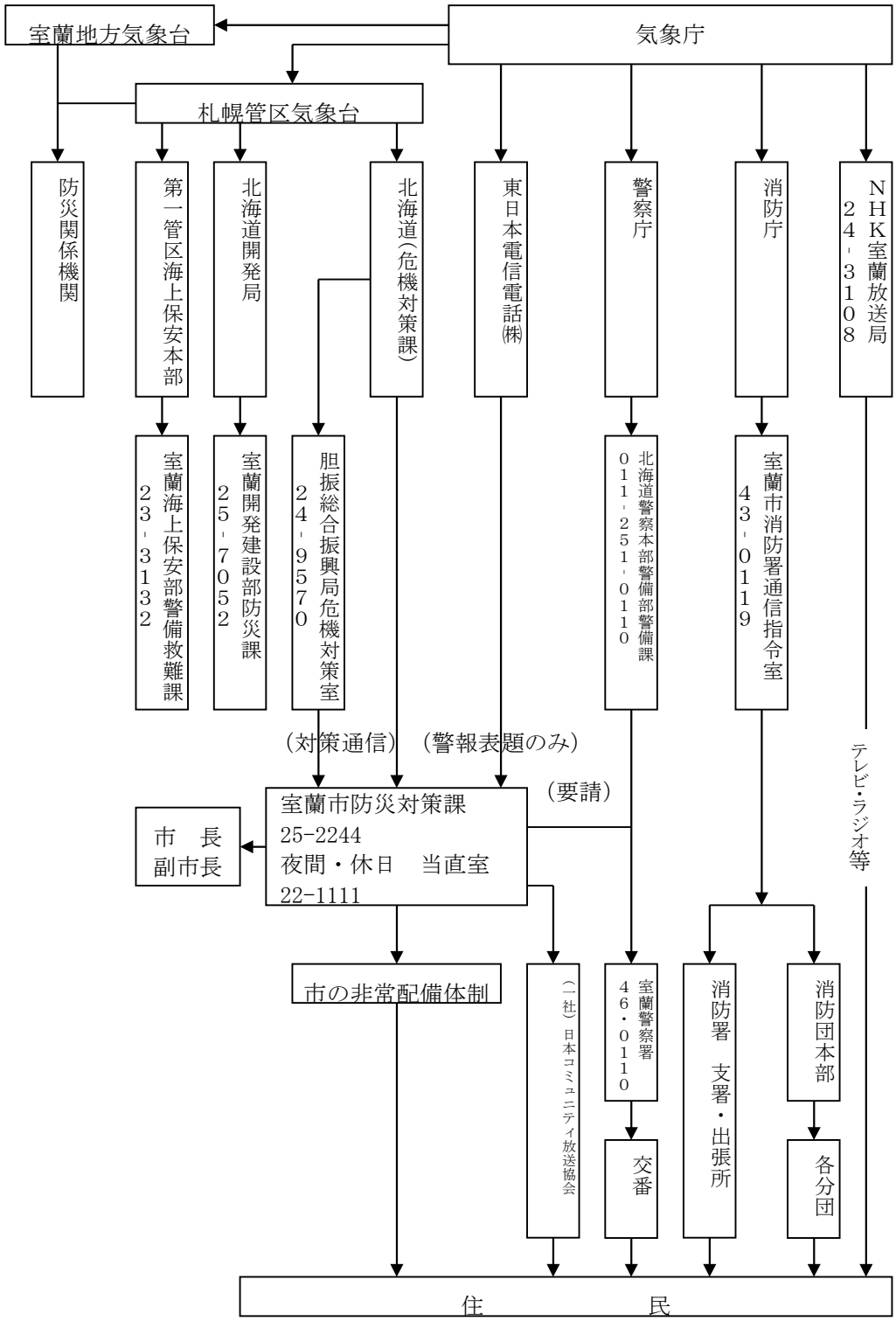

・ 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が室蘭市に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて配信される

（２）　船舶向けの警報

①　警報の種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報は、以下の５種類に分けて発表される。

海上警報種別

種別	呼　　称		
	英文	和文	説　明
一般警報	WARNING	海上風警報	海上で最大風速が 28kt 以上 34kt 未満（13.9m/s 以上、17.2m/s 未満。風力階級７）の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
		海上濃霧警報	海上で濃霧により視程が 0.3 ｶｲﾘ（概ね 500m）以下の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	海上で最大風速が 34kt 以上 48kt 未満（17.2m/s 以上 24.5m/s 未満。風力階級は８～９）の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級１０以上４８ｋｔ～）の場合（台風により風力階級１２以上（６４ｋｔ～）の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により、海上で最大風速が 64kt 以上（32.7m/s 以上。風力階級は 12）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	該当する警報がない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注意）　この表に掲げるもののほか、風及び霧以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名に「海上」を附した警報を行うことがある。

②　海上警報は、次の系統図により伝達する

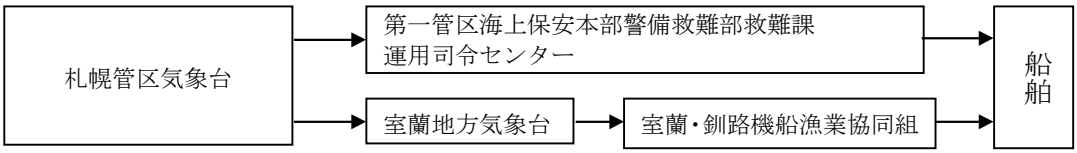

（３）　水防警報

室蘭市においては、北海道知事が指定した知利別川について、胆振総合振興局室蘭建設管理部が水防警報を発表する。

①　知利別川（水位情報周知河川）の水防警報の種類、内容、発表基準及び水位

種類	内容	発表基準	水位
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	１．５４ｍ
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	１．７０ｍ
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報（氾濫注意情報）等により、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位（氾濫注意水位）を越えるおそれがあるとき。	１．８１ｍ
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報（氾濫警戒情報）等により、または、既に警戒水位（氾濫注意水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	２．０７ｍ
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位（氾濫注意水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	１．７０ｍ

②　水位観測場所

杜下橋（中島町１地先）

③　水防警報の伝達

水位情報周知河川（知利別川）についての水防警報は胆振総合振興局室蘭建設管理部が発表し、伝達は次による。

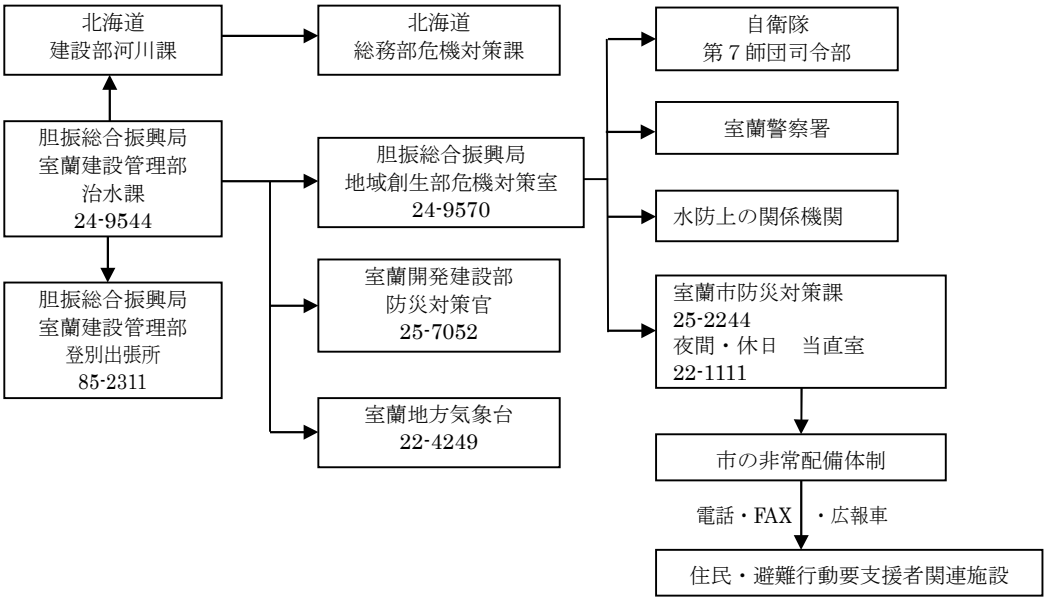

（４）　火災気象通報

室蘭地方気象台が行う火災気象通報の発表又は終了の通報は、消防法第２２条の規定に基づき、札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道庁は室蘭市に通報する。

市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

①　定時に行う通報

札幌管区気象台では、朝５時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象概況を毎朝５時に北海道に通報する。

②　通報基準

北海道知事と札幌管区気象台長が取り交わしている「火災期初通報に関する申し合わせ（令和元年１０月２４日最終改正）」のとおりとする。

③　伝達方法

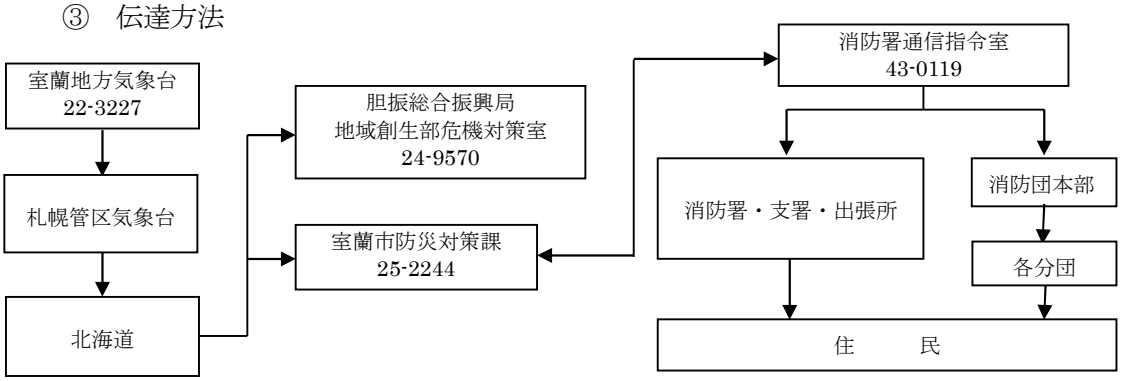

３　異常現象を発見した者の措置等

（１）　通報義務者及び通報先

災害が発生し、または特別警報、警報及び注意報等が発表されている場合等において、河川の増水、看板やトタンの飛来又は崖崩れ等の災害時の異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を次のいずれかに通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

①　室蘭市消防本部（１１９番通報又は最寄りの消防署へ通報）

②　室蘭警察署（１１０番通報又は最寄りの警察署・交番へ通報）

③　室蘭海上保安部（電話２３－０１１８）

④　室蘭市総務部防災対策課（電話２５－２２４４、夜間・休日（当直室２２－１１１１）又は最寄りの市の施設

（２）　警察官、海上保安官の措置

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長（総務部防災対策課）に通報するとともに、その職務に応じた必要な措置を実施するものとする。

（３）　市長の措置

市の防災担当職員及び消防職員は、（１）及び（２）により通報を受けたときは、必要により次の措置をとるものとする。

①　室蘭地方気象台へ報告すること。

②　胆振総合振興局（地域創生部危機対策室）へ報告すること。

③　市の担当部局に対して、必要な応急対策の実施を依頼すること。

④　国、道その他の関係機関に対して、必要な応急対策の実施を要請すること。

４　災害情報の通報に関する協定

室蘭市と室蘭ハイヤー協同組合との間で、地震、台風又は豪雨等の自然災害、火災または人身交通事故などの災害情報の通報に関して、「災害情報の通報に関する協定」を締結し、タクシー乗務員の協力を得ることとしている。

【参考】

「災害が発生するおそれがある異常な現象」

災害が発生するおそれがある異常な現象とは、例えば、放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ、傾斜地等の地割れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴りというような、災害の発生が予測される有力な徴候のことをいう。

第２節　災害通信計画

風水害による災害情報の収集・伝達及び被害報告等の通信方法については、本計画の定めるところによる。

１　通信・連絡手段

市本部、警戒本部及び非常配備体制の各関係機関との通信・連絡手段は、次の系統により行う。

各関係機関との通信・連絡手段

（１）　市本部内等	①　内線 ②　電話（電報含） ③　携帯電話 ④　FAX ⑤　電子メール ⑥　庁内イントラ ⑦　移動系無線（MCA 無線）（無線配置一覧を資料編に掲載） ⑧　消防救急無線 ⑨　車両 ⑩　自転車・徒歩
（２）　胆振総合振興局	①　北海道総合行政情報ネットワーク ②　電話（電報含） ③　携帯電話 ④　FAX ⑤　電子メール ⑥　車両 ⑦　自転車・徒歩
（３）　その他の防災関係機関	①　電話（電報含） ②　携帯電話、ＩＰ電話 ③　FAX ④　電子メール ⑤　胆振地区非常無線通信協議会に加入する機関の協力を得て、各機関の運用している無線による通信及び提供を受けた通信手段の利用 ⑥　車両 ⑦　自転車・徒歩

２　災害時の通信確保

（１）　災害時優先電話

一般電話回線が輻輳し発信規制がなされた場合、市の施設については、災害時優先電話を利用し関係機関と連絡をとるものとする。

（２）　電報による通信

非常及び緊急を要する電報を発信する場合は、１１５番（局番なし）へ非常及び緊急の電報である旨を告げて、申し込むものとする。

※　電気通信事業法（第８条）及び東日本電信電話㈱の契約約款に定める通信内容、通信機関等及び電報内容、電報機関等の取り扱い内容、機関は資料編に掲載。

３　情報伝達体制の整備

市防災会議構成機関は、災害予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するほか、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、市は災害応急対策の実施のため、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制及び災害情報の住民や被災者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（１）　災害時に回線輻輳のない衛星携帯電話を配備し通信手段の確保に努める。

（２）　停電時に備え、災害対策本部の設置される庁舎等の非常用電源の確保と情報機器の普及に対応した通信容量の増大に努める。

（３）　携帯電話からも指定避難所及び指定緊急避難場所（以下、「避難所等」という。）その他防災に関する情報が入手できるよう携帯 web サイトを構築する。

（４）　有線回線の不通に備え、アマチュア無線を活用した被災情報収集のため、アマチュア無線団体との応援協定の締結に努める。

（５）　コミュニティ FM を活用した災害情報や緊急情報の放送。

第３節　災害情報等の収集・伝達計画

風水害等による災害情報等の収集、伝達及び被害状況等の報告については、本計画の定めるところによる。

１　被害等の情報の収集及び報告

（１）　収集すべき情報の内容と報告

災害発生後、人的、建物、公共施設、産業及び電気･ガス等の生活関連施設について、速やかに被災情報を収集するものとする。また、収集後は市（担当－総務部）へ災害処理票により報告するものとする。（災害処理票は資料編に掲載）

（２）　情報収集実施者

情報収集については、被害区分に応じて各防災関係機関が下表のとおり実施するものとする。

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
①　人的被害	市 消防本部 室蘭警察署及び室蘭海上保安部 室蘭市医師会	・　避難所等における調査 ・　救助活動及び救急活動における調査 ・　救出・救護活動における調査 ・　医療救護班及び医療関係における応急医療状況
②　建物及び公共施設等の被害	市及び消防本部	・　所管する建物及び施設の被害状況、及び職務に関連する民間の建物、施設及び宅地の被害状況の調査
	北海道の各部局及び室蘭警察署	・　所管する建物及び施設の被害状況、及び法令に基づき指定された危険区域等の被害状況の調査
	指定（地方）行政機関及び指定（地方）公共機関	・　所管する住家（公宅・社宅）の被害状況の調査
③　産業被害	市 北海道の各部局 指定（地方）行政機関	・　職務に関連する産業の被害状況の調査
④　その他	各事業者	・　被害、応急対策及び復旧見込み等の調査

（３）　被害状況判断基準

被害状況の判断基準は、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領別表４　被害状況判断基準」によるものとする。（災害情報等報告取扱要領は資料編に掲載）

２　災害情報及び被害状況の報告

市（担当－総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料編）に基づき各機関へ報告するものとする。

（１）　報告先

報告先	報告基準
①　胆振総合振興局 （地域創生部危機対策室）	・　災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
②　北海道 （危機対策局危機対策課）	・　上記①へ報告することができない状態が生じた時
③　国 （総務省消防庁）	・　上記①及び②へ報告することができない状態が生じた時 ・　「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 ・　消防庁長官から要請があった場合の第１報後の報告

（２）　胆振総合振興局、北海道、国への連絡先及び通信手段

①　胆振総合振興局（地域創生部危機対策室）

	平日	休日・夜間
ＮＴＴ回線	24-9570 22-5170(FAX)	24-9570
道総合行政情報ネットワーク	79-6-750 - 2191 ＊本庁舎の内線から発信する場合	

②　北海道（危機対策局危機対策課）

	平日	休日・夜間
ＮＴＴ回線	011-204-5008 011-231-4314(FAX)	011-231-3398 011-231-3402(FAX)
道総合行政情報ネットワーク	79-6-210-22-568 ＊本庁舎の内線から発信する場合	79-6-210-22-586 ＊本庁舎の内線から発信する場合

③　国（総務省消防庁応急対策室）

	平日	休日・夜間（消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
道総合行政情報ネットワーク	79-6-048-500-90-49013 79-6-048-500-90-49033(FAX) ＊本庁舎の内線から発信する場合	79-6-048-500-90-49102 79-6-048-500-90-49036(FAX) ＊本庁舎の内線から発信する場合

第３章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり計画

風水害における道路・急傾斜地・港湾等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

第２節　水防計画

高潮、洪水等による災害発生を未然に防止し、又は災害による被害を軽減するための予防対策上、必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

１　総則

（１）　目的

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）　第４条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる室蘭市が、同法第33条第１項の規定に基づき、室蘭市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、室蘭市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（２）　市の現況

本市の沿岸は、日の出町から絵鞆町にかけて太平洋に面した海岸と室蘭港からなり津波、高潮の危険性が想定されている。また、河川では、水防法第１４条により浸水想定区域が指定されている知利別川、鷲別川、チマイベツ川・ペトトル川の２級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計３６河川を有している。

２　水防組織

（１）　市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は災害対策本部または警戒本部を設置する。設置の基準等については、第１編第３章第２節災害対策本部（P15）による。

３　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。市内においては、重要水防区域として、知利別川（左岸 0.09km、右岸 0.09km）及び鷲別川（右岸 2.54km）が位置づけられ

ている。

また、２級河川の知利別川、鷲別川、チマイベツ川・ペトトル川及び準用河川の本輪西川、コイカクシ川で洪水による浸水が想定されている。

浸水想定区域（水防法第１４条指定）

水系名	河川名	地区名	浸水想定区域
知利別川水系	知利別川	天神町、知利別町１～４丁目、宮の森町４丁目、中島町１～４丁目、中島本町１～２丁目、東町１～２丁目、仲町	資料編に掲載
鷲別川水系	鷲別川	水元町、高砂町１丁目～５丁目、日の出町２丁目	同上
チマイベツ川水系	チマイベツ川 ペトトル川	石川町、香川町	同上

浸水予測区域（その他 洪水による）

水系名	河川名	地区名	浸水想定区域
本輪西川水系	本輪西川	本輪西１丁目、３丁目	資料編に掲載
本輪西川水系	コイカクシ川	港北町１丁目～4丁目	資料編に掲載

※　市内の河川現況を資料編に掲載

４　予報及び警報

水防に関する警報や、伝達方法については、本編第２章第１節気象業務に関する計画（P37）によるものとする。

５　水位等の観測、通報及び公表

（１）　水位観測所

市内における水位観測所（知利別川・水位情報周知河川）は、次のとおりである。

河川名	観測所名	観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位
知利別川	杜下橋	室蘭市中島町1丁目地先河川敷	1.37m	1.70m	2.07m

（２）　潮位観測所

市内における潮位観測所は、次のとおりとなる。

種別	観測地点名	所管機関名	所在地
潮位観測所	室蘭	港湾局	室蘭市祝津町1丁目

（３）　雨量観測所

市内にある雨量観測所は、次のとおりになる。

河川名	観測所名	観測所所在地	所管	通報先
知利別川	天神町	室蘭市天神町地先河川敷	北海道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部
ポロペケレオタ川	陣屋町	室蘭市陣屋町4丁目地先河川敷	北海道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部
その他	室蘭(気象)	室蘭市山手町	気象庁	室蘭地方気象台
その他	海岸町	室蘭市海岸町3丁目79番2	北海道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部

（４）　水位等の通報

知利別川（水位情報周知河川）の警報等の基準については、本編第２章第１節２気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法（３）水防警報（P49）によるものとする。

６　気象予報等の情報収集

気象予報等の情報収集及び伝達方法については、本編第２章第１節気象業務に関する計画２気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報（P39）によるものとする。

また、気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

項目	提供元	主な提供システム・サイト
気象情報	・気象庁	気象庁 HP （https://www.jma.go.jp/jma/）
雨量・ 河川水位	・　国土交通省	川の防災情報 （https://www.river.go.jp/）
潮位・波高	・　国土交通省 ・　国土交通省 防災情報提供センター ・　気象庁	海の防災情報 （https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/） 潮位情報リンク （https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html） 潮位観測情報 （https://www.jma.go.jp/jp/choi/） 波浪観測情報 （https://www.jma.go.jp/jp/wave/）

７　樋管の操作

樋管の管理者（北海道）は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。また、気象警報・注意報等及び洪水警報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、業務処理要領に基づき、的確な操作を行うものとする。

（１）　樋管の操作及び連絡系統

市は、樋管の管理者たる北海道との業務委託を結び、樋管の操作及び連絡系統については委託業務処理要領によるものとする。

８　通信連絡・啓発

市は、予報（注意報含む)、特別警報、警報並びに避難指示等の情報を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ)、テレビ、ラジオ、携帯電話（メール機能を含む)、ワンセグ等を用いた伝達手段を用いて情報を発信する。

（１）　通信連絡

①　要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、ＦＡＸ、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。浸水想定区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の詳細は資料編に掲載。

②　知利別川（水位情報周知河川）の水防警報の種類、内容、発表基準及び水位については、本編第２章第１節気象業務に関する計画　２気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法　（３）水防警報（P49）によるものとする。

③　災害発見者の通報義務等

河川の増水、氾濫、高潮等、異常な現象が発生しているのを発見した者は、延滞なくその状況を通報しなければならない。

なお、通報先及び関係機関の措置については、本編第２章第１節気象業務に関する計画　３異常現象を発見した者の措置等（P51）による。

（２）　普及・啓発

普及・啓発については、本編第３章第１２節防災知識の普及・啓発計画（P88）によるものとする。

（３）　訓練

室蘭市、水防関係機関、市民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し水害の発生に備える。

９　水防活動

水防活動は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生、または発生するおそれがあり、水防作業を行う必要性の確認のため、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保をしなければならない。

（１）　水防配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務及び水防活動を行うこととする。

警戒本部の設置基準については、第１編第３章第２節災害対策本部（P15）によるものとする。

（２）　巡視及び警戒

①　常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

②　非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、巡視責任者が市内の水防区域を監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者へ報告するものとする。監視警戒にあたり、特に留意すべき事項は次のとおりとする。

ア　堤防の上端の亀裂又は沈下

イ　堤防の越水状況

ウ　海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

エ　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ

オ　樋管の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ　橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

（３）　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、水防管理者は、水防法第２１条の規定によ

り警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。なお、警戒区域を設定した場合は、速やかに胆振総合振興局及び室蘭警察署長に報告するものとする。

（４）　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

（５）　避難対策

避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、本編第４章第４節避難対策計画（P98）によるものとする。

（６）　水防倉庫及び水防資機材

現在、市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、次のとおりとなり、今後も計画的に備蓄していくものとする。

水防資機材保有状況

（令和５年４月１日現在）

		室蘭市	消防団	合計
掛矢	丁		１０	１０
のこぎり	丁			
ツルハシ	丁	１１	１１	２２
スコップ	丁	８０	６１	１４１
ペンチ	丁		１２	１２
鎌	丁		３	３
おの	丁		５	５
ハンマー	丁	１	１３	１４
はしご	脚		１３	１３
照明器具	台		３６	３６

（７）　水防配備の解除

①　水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、室蘭建設管理部を通じ水防本部に報告するものとす

る。警戒本部の設置基準については、第１編第３章第２節災害対策本部（P15）によるものとする。

②　水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防団長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は、自らの判断等により安易に部所を離れてはならない。

また、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

なお、使用した資機材は、整備して所定の位置に設備する。

１０　協力及び応援

（１）　河川管理者

水防管理者は、河川管理者に対して、河川情報の提供、重要水防箇所の合同点検、応急資機材等の貸与、水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加要請を行うことができる。

（２）　隣接水防管理団体

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、水防法２３条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は次のとおりである。

室　蘭　市
水防管理団体
市役所
22-1111
消防署通信指令室
43-0119

市町水防管理団体	市役所町役場 電話番号
登別市水防管理団体	0143-85-2111
伊達市水防管理団体	0142-23-3331
豊浦町水防管理団体	0142-83-2121
壮瞥町水防管理団体	0142-66-2121
洞爺湖町水防管理団体	0142-76-2121

（３）　警察

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、室蘭警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。なお、水防法に基づく、水防管理者が室蘭警察署長に対し協力応援を求める事項は、次のとおりになる。

① 警戒区域の設定　　（水防法第21条2項）
② 警察官の出動　　（水防法第22条）
③ 警察通信施設の使用　　（水防法第27条2項）
④ 立ち退きの指示の通知　（水防法第29条）

（４）　自衛隊

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、自衛隊に協力応援を求めることができる。協力応援に関する内容については、本編第４章第２５節自衛隊災害派遣要請計画（P143）によるものとする。

１１　水防報告

水防管理者は、水防活動が収束したときは、その状況を次に示す様式により、水防活動実施後速やかに胆振総合振興局長に報告するものとする。

水防活動実施報告書

室蘭市
報告日：令和　年　月　日
報告者：

水防実施箇所	
日時	
出動人員	人
被害	
水防作業の概況 及び工法	
使用資機材	
備考	

第３節　雪害・融雪災害予防計画

雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は道計画に定める「北海道雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）及び「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第４節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」（資料編に記載）に基づき防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第５節　土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための必要な措置については、本計画の定めるところによる。

１　現況

（１）　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂崩れ（急傾斜地崩壊）、土石流（土石流危険渓流）の土砂災害危険箇所数は次のとおりである。

（令和５年４月１日現在）

区　　分	箇所数
急傾斜地崩壊危険箇所	３２９
土石流危険渓流箇所	７１

※土砂災害危険箇所を資料編に掲載

その内、本市における、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「警戒区域等」という。）の指定箇所数は、次のとおりである。

（令和５年４月１日現在）

区　分	土砂災害警戒区域	内）特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険箇所	３２８	３１２
土石流危険渓流箇所	６８	２１

※土砂災害警戒区域指定箇所を資料編に掲載

（２）　急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の箇所数は次のとおりである。

（令和元年１０月８日現在）

区分	箇所数
急傾斜地崩壊危険区域	７４

※　急傾斜地崩壊危険区域を資料編に掲載

（３）　道計画第４章予防計画に基づく、災害危険区域現地調査要領による山地災害危険地区数は次のとおりである。

（平成２６年４月１日現在）

区分	箇所数
山腹崩壊危険地区	１５８
崩壊土石流出危険地区	7

※　山地災害危険地区を資料編に掲載

（４）　その他、市内において現地調査・パトロール等により警戒が必要な箇所は次のとおりである。

（平成２６年４月１日現在）

区分	箇所数
がけ崩れ	1

※　危険箇所を資料編に掲載

２　予防対策

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の周知を行うとともに道と協力して危険区域の指定と整備を促進していく。

（１）　特に土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど管理に万全を期するとともに、住民に対し、急傾斜地や河川の異常の報告や住民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。

（２）　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害防止法第７条の規定により警戒区域等の指定があったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、避難体制等のほか、次の事項を定めるとともに、印刷物等で周知するものとする。

①　土砂災害警戒情報等の伝達方法

②　警戒区域等内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合の伝達方法

※　警戒区域等内にある施設の名称及び所在地については、資料編に掲載。

第６節　建築物災害予防計画

水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

１　現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

２　予防対策

（１）　建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、都市計画法で防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を建築基準法に基づく耐火構造、準耐火構造とし、不燃化対策を講ずる。

（２）　市は、がけの崩壊で危険を及ぼすおそれがある地区において、建築物の建築制限を行い宅地の安全に努めるものとする。

（３）　市は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、強風による屋根等の飛散で被害を及ぼすおそれのある放置された建築物において、管理不完全な状態になることの防止及び必要な措置を講ずるものとする。

第７節　消防計画

この計画は、風水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

１　消防体制の整備

消防体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急体制を確立する。

（１）　火災防御対策

火災を警戒し、鎮圧するために各種消防事象に対する調査研究を行い、火災防御活動が最高度に発揮できるよう、非常招集計画及び警防計画等を立て、その運用に万全を期するものとする。

（２）　火災予防対策

予防査察を計画的に実施し火災の未然防止を推進するとともに、各種予防行事を展開し、市民の防火思想の高揚と普及啓発に努める。

（３）　高度救急・救命体制の整備

高度な救急救命処置が行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備及び地域医療機関との連携を図る。

２　消防力の整備

市は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に整備計画を作成し、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう管理する。

３　教育訓練

市は、消防職員及び消防団員に対して、資質の向上、体力の練成及び第一線防災活動の充実強化を図るため、教育訓練を計画的に実施する。

４　広域消防応援体制

市は、火災及び不測の大規模災害の鎮圧に万全を期し、併せて住民の安全を図るため、北海道内の市町村、消防事務組合及び地方行政機関その他の企業・団体と消防応援協定を結び、相互の応援体制を確立する。

第８節　救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するため、市として最小限の備蓄及び民間等からの調達体制やビニルシート、土のう等防災資機材の整備とともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

１　備蓄計画

室蘭市における備蓄計画については、「室蘭市備蓄整備方針」によるものとする。

（「室蘭市備蓄整備方針」は資料編に掲載）

（１）　基本的な考え方について

①　各家庭・事業者による備蓄が原則

「自助」が防災の基本であり、発災直後は流通機能が麻痺し、必要な物資を受給することができない可能性が高いことから、平常時から各家庭や事業者は、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄（以下、「市民備蓄」という。）する必要がある。

②　公的備蓄の充実

当市における備蓄の基本は「市民備蓄」であるが、大規模災害時には、家屋の倒壊や焼失等により、多数の避難者及び在宅避難者の中にも炊事が不可能となる者の発生が想定されることから、従来の備蓄に加え、緊急かつ必要不可欠な食料及び生活必需品の他、避難生活に必要な資機材を備蓄（以下、「公的備蓄」という。）するものとする。

なお、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な量を調達する物資（以下、「流通備蓄」という。）についても、公的備蓄と同様に扱うものとする。

③　備蓄数量の算定根拠

備蓄数量の算定根拠となる避難者数は、国土交通省（旧国土庁）が１９９７年に開発した「地震被害想定支援マニュアル」により想定する３，９８１人とする。

④　備蓄物資の整備について

備蓄物資の整備については、生命維持のために必要な物資から優先順位を定めて整備していくものとし、整備に当たっては、北海道及び西いぶり定住自立圏構成市町等と連携し、共同備蓄や広域応援による調達を検討する等、効率的な備蓄に努めるものとする。

（２）　備蓄物資数量の考え方

市は、想定避難者数３，９８１人に対する３日分の食料及び生活必需品を計画的に備蓄するほか、市民備蓄や流通備蓄によって備蓄体制を整備していくものとする。

（３）　備蓄品目

食料や生活必需品等について計画的に備蓄していくものとする。

①　食料等

・　米類、乾パン、麺類、缶詰・乾燥スープ・ゼリー飲料、乳児用ミルク、等

②　飲料水

・　ペットボトル水

③　生活必需品

・　毛布、哺乳瓶、紙おむつ（小児用・大人用）、トイレットペーパー、生理用品等

④　衛生用品

・　マスク、体温計、石けん（ハンドソープ）、ペーパータオル、手指消毒液

⑤　燃料

・　ガソリン、灯油

⑥　その他（感染症対策含む）

・　トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、コードリール、非常用ガソリン携行缶、カセットコンロ（ボンベ含む）、懐中電灯、ラジオ、ハンドマイク、ポリタンク（灯油用・飲料水用）、除菌剤（ハイター等）、使い捨て手袋、嘔吐処理用具（バケツ、ゴミ袋等）等

（４）　備蓄目標

備蓄目標については、「室蘭市備蓄整備方針」によるものとする。

（５）　備蓄整備計画

①　食料・飲料水

アルファ米を中心とする食料や飲料水については、５年間の賞味期限を有するもの、ミルクの内、粉ミルクは１８カ月程度、液体ミルクは１年程度の賞味期限を有するものを毎年度計画的に購入するものとする。

②　生活必需品

毛布については、真空パック梱包で長期間保存できるものを購入するものとし、紙おむつやトイレットペーパー等については、不足が生じた場合、汎用性の高いものを購入する。

③　避難所用の資機材

各避難所における資機材の備蓄については、公設公営の避難所１０カ所を含む、全３５カ所に対し、保存状況や耐用年数等を考慮して計画的に購入、更新するものとする。

また、市の防災において主要な避難所等での避難生活に必要な電源を確保するため、市保有のＦＣＶ（燃料電池自動車）等の積極的な利用に努めるものとする。

＊　具体的な品目及び目標数量については、「室蘭市備蓄整備方針」参照。

（６）　防災備蓄庫

本市の備蓄物資については、津波浸水被害等を考慮したリスク分散化及び速やかに必要な物資が配分できるよう、市内を蘭西地区・蘭中地区・蘭東地区・蘭北地区の４地区に分割し、各地区において整備した分散備蓄庫（４施設）での分散備蓄方式により保管・管理していくものとする。

また、救援物資分配の効率化を図るため、支援物資の受入拠点として、蘭東地区に流通備蓄拠点を位置付け、各指定避難所等へ物資の配分を行うものとする。

①　備蓄方法

分散備蓄庫の各備蓄物資については、原則として同一品目を備蓄するものとし、数量については、地域の指定避難所収容者数及び人口等を勘案して配分するものとする。

②　備蓄物資の輸送

物資の輸送は様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

例：公用車による輸送、協定に基づく運送事業者への依頼、自衛隊への応援要請等

③　備蓄物資供給拠点・流通備蓄拠点

公設公営の避難所１０カ所を含む、全３５カ所の指定避難所等に対する備蓄物資供給拠点として４カ所の防災備蓄庫を、流通備蓄拠点として１カ所の流通備蓄庫を位置付ける。

■備蓄物資供給拠点

地区	施設名	所在地	
蘭西地区	蘭西地区防災備蓄庫	みなと小学校敷地内	港南町 2-10-1
蘭中地区	蘭中地区防災備蓄庫	旧蘭中児童センター	御前水町 1-2-10
蘭東地区	蘭東地区防災備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館棟内	高砂町 3-11-1
蘭北地区	蘭北地区防災備蓄庫	旧蘭北児童センター	白鳥台 2-9-3

■流通備蓄拠点

地区	施設名	所在地	
全地区	流通備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館	高砂町 3-11-1

（７）　家庭内備蓄について

発災直後における混乱等を最小限に抑えるため、市は、市民に対して「最低３日間、推奨１週間」分の飲料水や食料品、生活必需品等の備蓄について啓発を行っているが、平成３０年９月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電時の状況を見ても、家庭内備蓄は十分とは言えない。

特に、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク等の物資については、介護者及び家族がその確保に努める必要がある。

市は、防災訓練等を通じて啓発に努め、各家庭における備蓄を促進していくものとする。

＜家庭での備蓄が求められるもの＞

■　食料等

・　「最低３日間、推奨１週間」分、※ローリングストックによる１週間分の備蓄

・　日常生活にも使え、乾物類のように長期間の保存に耐えられるもの

・　持ち運びが便利で、調理に簡便で、必要最小限の栄養等を確保できるもの

※ローリングストック：普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法

■　水

・　１人当たり１日３リットル以上

■　生活必需品、資機材

・　携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、常備薬、タオル、救急セット、使い捨カイロ等

（８）　事業者による備蓄について

事業者は、災害時に迅速で的確な対応ができるよう資機材や備蓄の整備を進める必要がある。

＜事業者で用意することが望ましいもの＞

■　食料、飲料水

・　「最低３日間、推奨１週間」分

■　資機材等

医薬品、携帯トイレ、テント、ラジオ、乾電池、燃料、ポータブルストーブ、自転車等

※　保管場所は、取り出しやすさや耐震性、分散化を考慮する。

※　食料・飲料水、乾電池、燃料等は定期的な更新が必要となる。

（９）　流通備蓄について

市は、企業・自治体等とあらかじめ協定を締結しており、災害時には、品目ごとに現物備蓄及び流通備蓄を組み合わせ、迅速な供給体制の確保に努めるものとする。

①　現物備蓄とする物資

・　生命維持や生活に最低限必要なもので、発災当初の混乱時に必要とされる物資

例：長期保存食、長期保存可能な衛生用品（生理用品、紙おむつ等）

②　流通備蓄とする物資

・　使用期限が短い等の理由により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるものなど、自治体で全量を現物備蓄することが困難な物資

例：・賞味期限の短い食料

・事業者に常時、ある程度の在庫が見込まれるもの（飲料水等）

流通備蓄に関する協定について、市は、食料・生活必需品等の物資の調達に関して市内の企業と締結しているが、流通備蓄確保のため今後も協定先の拡充を進めていくものとする。

２　大型店との協定による調達計画

市は、市内の大型店との間に、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している。これにより災害時における物資の迅速な確保を図ることとする。

（１）　締結相手方

㈱長崎屋（市内１店舗）

㈱ラルズ（市内４店舗）　　イオン北海道株式会社イオン室蘭店（市内１店舗）

（２）　調達対象物資

種　類	品　　目
主　食	米、粉乳、パン、うどん、そば、インスタント食品、弁当、粉ミルク
副　食	漬物、梅干、のり、つくだに、豆腐、缶詰、肉、野菜、お茶
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖、化学調味料
寝具類	タオルケット、毛布、布団、枕
衣料品等	洋服、作業衣、子供服、靴下、肌着、防寒服、サンダル
日用品等	雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレットペーパー、タオル、鍋、やかん、包丁、バケツ、皿、茶碗、箸、哺乳ビン、マッチ、懐中電灯、乾電池、掃除用具、使い捨て食器、アルミホイル、ラップ
学用品等	ノート、鉛筆、消しゴム、筆入れ、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規、運動靴、体育着、長靴、カバン
燃料等	卓上ガスコンロ、カートリッジボンベ

３　他都市との相互応援協定による調達

登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町との間の「６市町防災協定」、静岡県静岡市、新潟県上越市との間の「姉妹都市災害時相互応援に関する協定」「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」、岩手県宮古市との間の「室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定書」において、食料及び救助物資の提供、斡旋を定めている。

４　防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。

５　給水資機材の整備

市（水道部）は、応急給水のためのタンク車、ポリ容器及びポリ袋等の整備（備蓄）に努めるものとし、復旧用資機材についても備蓄及び早期調達等の対策を講じておくものとする。

６　北海道に対する要請

上記に定める備蓄、調達計画によってもなお不足する場合、又は被害の状況により市内での調達が出来ない場合は、知事（胆振総合振興局長）に対して斡旋又は調達の要請を行なうものとする。

第９節　避難体制整備計画

風水害等から住民の生命・身体を保護するための、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

１　避難誘導体制の構築

（１）　市は、風水害等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

（２）　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（３）　市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

（４）　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（５）　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

２ 指定緊急避難場所の確保等

（１）　市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

（２）　学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（３）　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

（４）　市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認める

ときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

（５）　市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

（６）　指定緊急避難場所の指定内訳

指定緊急避難場所の指定内訳は次のとおりである。

なお、施設名及び指定緊急避難場所一覧表は資料編に掲載。

指定緊急避難場所の指定内訳　　（令和５年４月１日現在）

施設区分	屋外避難場所	一次避難所	津波避難ビル	合計
福祉施設		1		1
社会教育施設				
学校施設	18	9	3	30
地区会館		53		53
その他の公共施設	1	19	13	33
民間施設	3	45	4	52
公園等	108			108
合計	130	127	20	277

（注）１．学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。

３　指定避難所の確保等

（１）　市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

（２）　市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

①　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

②　災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

③　災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（３）　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（４）　市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

①　指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。

②　老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部スペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器具の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

③　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信施設の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

⑤　指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。

（５）　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

（６）　市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

（７）　市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

（８）　指定避難所の指定内訳は次のとおりである。

なお、施設名及び指定避難所一覧表は資料編に掲載。

指定避難所の指定内訳　　（令和５年４月１日現在）

施設区分	蘭西地区	蘭中地区	蘭東地区	蘭北地区	合計
福　祉　施　設		1			1
社会教育施設	1				1
学　校　施　設	2		10	5	17
その他の公共施設				1	1
民　間　施　設					
合　　計	3	1	10	6	20

（注）１．学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。

４　市民に対する周知

市は、市民に対する周知の徹底を図るため、次の措置を講じているが今後とも町内会・自主防災組織の活動、地域防災訓練の実施等を通して周知に努める。

（１）　全世帯及び転入者に災害危険区域予測図（ハザードマップ）の配布

（２）　建物に指定避難所及び指定緊急避難場所（以下、「避難所等」という。）の表示プレートの設置

（３）　避難所等の誘導標識の設置

５　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

第１０節　避難行動要支援者対策計画

災害時における要配慮者の安全に関する計画については、次のとおりであり、その支援体制の整備を図る。

１　安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

２　市の対策

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うものとする。

（１）　避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、本人の同意が得られた避難行動要支援者を掲載した名簿を提供するものとする。ただし、災害時には本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

なお、避難支援等関係者となる者は次の者とする。

①　消防機関
②　警察機関
③　民生委員
④　社会福祉協議会
⑤　町内会・自治会・自主防災組織
⑥　事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる関係団体

（２）　名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は次の要件に該当する者とする。ただし、施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等　関係者の人数が限られていることから、名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院しているものを含む）とする。

①　要介護認定３以上
②　身体障害者手帳２級以上
③　療育手帳Ａ
④　精神障害者保健福祉手帳１級
⑤　難病患者（障害福祉サービスを受けている者、要支援認定又は要介護認定１、２を受けている者に限る）

⑥　町内会・民生委員など避難支援等関係者となるものが支援の必要を認めた者
⑦　その他市長が認めたもの。

（３）　名簿作成に必要な個人情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を名簿に記載し、又は記録するものとする。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所または現居住地
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援等を必要とする事由
⑦　上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（４）　名簿作成に必要な個人情報の入手方法

①　市は、名簿を作成するに当たり避難行動要支援者に該当する者を把握するために関係部局で把握している要介護者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとする。
②　難病患者に係る情報等、市で把握していない情報に関しては、北海道の関係機関より必要な情報の取得に努めるものとする。

（５）　名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は次のとおり避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

①　新たに市に転入してきた要介護者、障がい者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
②　転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠を指すものとし、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所には限定されない。
③　避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。

（６）　個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援関係者と連携しながら作成に取り組む。

（７）　避難支援等への事前の個別避難計画の提供

市は、個別支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、情報の提供に同意を得られた要支援者について、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。

（８）　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は名簿情報の提供の際は、次のとおり名簿情報の漏えい防止のための措置を行う。

①　名簿には避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、要介護状態区分及び障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

②　市の一地区の町内会・自治会に対して市内全体の名簿を提供しないなど無用に共有、利用しない。

③　避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを十分説明する。

④　避難支援等関係者に対し、旋錠可能な場所に名簿の保管を行うよう指導する。

⑤　避難支援等関係者に対し、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

⑥　名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

⑦　避難支援等関係者に対しては、必要に応じ名簿情報の取り扱い状況を報告させる。

⑧　避難支援等関係者に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

（９）　名簿の保管

市は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(10)　円滑な避難のための情報伝達に係る配慮

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保など、災害時において適時適切に発令する。

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。

①　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

②　同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。

③　それぞれの避難行動要支援者に合った、必要な情報を流す。

④　広報車等による情報伝達に加え、携帯電話を活用した緊急速報メールの活用や地域FM局との連携など、多様な情報手段を確保する。

(11)　避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。

また、市は避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。

(12)　福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の施設を活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器具の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

３　社会福祉施設の対策

（１）　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（２）　組織体制の整備

施設管理者は、災害時等において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市と連携の下に、施設間相互並びに他の施設、地域住民及び福祉ボランティア組織と入所者の実態に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

（３）　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

（４）　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。このため、市及び消防本部は、施設の実施する防災

教育･防災訓練に対して、講師の派遣や教育・訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導するものとする。

４　外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような対策に努めるとともに在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

（１）　多言語による広報の充実

（２）　指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

（３）　外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

（４）　外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第１１節　自主防災組織育成等に関する計画

風水害の発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、次に定めるところにより住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進、及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

１　地域住民による自主防災組織の育成

（１）　育成の主体

市は、基本法第５条の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、本市においては町内会・自治会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努めるものとする。（自主防災組織結成一覧を資料編に掲載）

また、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする

（２）　自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は町内会や自治会など適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は次のとおりである。

①　庶務班（防災知識の普及啓発、防災訓練など）
②　情報班（情報の収集、伝達）
③　消火班（出火防止と初期消火活動）
④　救出救護班（負傷者の救出救護）
⑤　避難誘導班（住民の避難場所誘導と避難行動要支援者対策）
⑥　給食給水班（食料・飲料水の配分）

（３）　自主防災組織に対する市の支援

市は、自主防災組織を育成するため次の対策を講じるものとする。

①　資機材購入費の補助

市は、「室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱」に基づき、活動のための資機材購入費に対し、補助金を交付する。（要綱を資料編に掲載。）

②　活動の指導・助言

ア　組織が実施する防災訓練に対して、消防職員、防災担当職員及び車両等を派遣して指導するとともに、訓練用資機材を支給又は貸与すること。

イ　組織が実施する防災に関する研修会、学習会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

ウ　組織の活動に寄与する情報を提供すること。

２　自主防災組織の活動内容

（１）平常時の活動

①　防災資機材等の整備	・　防災資機材の整備 ・　備蓄品の管理
②　地域の危険箇所の把握	・　地域の危険箇所の把握 ・　地域の避難路、避難場所の把握 ・　避難行動要支援者対策（個別避難計画の作成）
③　災害時の活動習得	・　消火訓練 ・　避難訓練 ・　給食給水訓練 ・　DIG（災害図上訓練）
④　普及啓発活動･広報誌の発行	・　広報誌の発行 ・　火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ

（２）非常時及び災害時の活動

①　情報収集・伝達活動	・　被害情報・救援情報の収集と伝達 ・　防災機関との連絡
②　初期消火活動	・　消火器などの消火活動
③　避難誘導活動	・　住民を避難場所へ誘導 ・　住民の安否確認 ・　高齢者等避難が出された場合の周知徹底、誘導 ・　避難行動要支援者の誘導、避難協力
④　救出救護活動	・　負傷者の救出救護
⑤　給食給水活動	・　食料、飲料水の調達と炊き出し ・　市が実施する救援物資の配布活動の協力
⑥　避難所の運営	・　地域で開設された避難所の自主的な運営

３　事業所等の自衛消防組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

４　地区防災計画の推進

（１）　地区防災計画の目的

地区防災計画は、基本法に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）が、自発的に行う防災活動に関する計画として、市計画に規定することができ、双方の計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

（２）　地区防災計画の位置付

市防災会議は、基本法第４２条第３項及び第４２条の２の規定に基づき、室蘭市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を市計画に定める。

市計画に定める地区防災計画は以下のとおり。

（地区防災計画一覧）

計画名称	策定年月日
輪西連合町会地区防災計画	令和３年２月２４日
蘭西七町連合会地区防災計画	令和３年２月２４日

第１２節　防災知識の普及・啓発計画

風水害等による災害時の被害の軽減を図るためには、災害に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、防災関係機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることが必要である。

１　市職員に対する防災教育

市職員は、災害時には応急対策の第一線に立って対応することが求められており、特に夜間・休日においては、初期段階において参集者も限定され、防災の責任者や担当者が不在であったりするなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。
このような状況下においては、各職員は、所属する市本部の部・班の業務範囲以外の任務を行うことも想定されるため、平素から本計画に関する十分な知識を習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力が要求される。

（１）　職員が習得すべき知識・技能
　①　災害についての一般的知識に関すること
　②　災害に関する情報に対する理解の促進に関すること
　③　市の災害対策の現状と課題に関すること
　④　市計画の内容に関すること
　⑤　初期消火及び応急救護の技術習得に関すること

（２）　教育の実施方法
　①　職員研修の中に防災に関することを含めて実施
　②　職員を対象とした、初期消火訓練及び応急救護講習会等の実施
　③　市が実施する総合防災訓練への参加

２　市民に対する防災知識の普及・啓発

大規模な災害の発生頻度は一般に低く、全国で起きている災害とその教訓も、時の経過とともに風化しやすい傾向にある。他方、大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出・応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、特に夜間・休日の場合には防災機関の初期対応も極めて困難となることが予想される。

このため、配布したハザードマップを活用し、市民に対してそれぞれの地域の災害危険箇所や避難所等及び各災害に応じた予防対策を周知し、地域の防災能力の向上に努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（１）　啓発内容

①　災害に対する心得

②　災害に関する一般知識

③　非常用食料、飲料水、身の回り品等の非常持出品や医療品の準備

④　建物の不燃化対策

⑤　災害情報の正確な入手方法

⑥　出火の防止及び初期消火の心得

⑦　ビル街、百貨店、映画館、地下街等外出時における対処方法

⑧　自動車運転時の心得

⑨　救助・救護に関する知識

⑩　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する知識

⑪　水道、電気、ガス、電話などのライフラインに関する災害時の心得

⑫　要配慮者への配慮と救援

⑬　各防災機関が行う防災対策の内容

（２）　普及方法

①　テレビ、ラジオ及び新聞の利用

②　インターネット、ＳＮＳの利用

③　広報紙の利用

④　映画、スライド、ビデオ等による普及

⑤　パンフレットの配布

⑥　防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催及び防災訓練の実施

⑦　学校教育の場の活用

⑧　町内会・自治会、老人クラブ、女性団体等の会合や各種研究会等の機会の利用

３　児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

（１）　小・中学校、高等学校の対応

①　児童・生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

②　防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

（２）　市及び教育委員会の対応

①　市は、学校が実施する防災教育へのハザードマップ等資料の提供や児童・生徒、教職員を対象として、市が備蓄している非常用食料を試食する機会を設けるなど積極的に支援する。

②　教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会等の充実等に努める。

第１３節　防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災関係機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施については、本計画の定めるところによる。

１　総合防災訓練

市及び防災関係機関は大規模な災害を想定し、体制の確立、情報伝達及び応急対策等の総合的な訓練を地域住民などの協力を得て実施することで実践的な技能の向上を図る。

なお、訓練項目についてはその都度実施要領を作成するものとする。また、「６市町防災協定」に基づき、一部の訓練項目について６市町合同の訓練も実施する。

２　地域防災訓練

地域住民が主体となり訓練を行うことで地域、町内会・自治会等の防災能力の向上を図る。市は積極的に参加し、指導、助言を行うものとする。

訓練は町内会・自治会ごとに随時実施し、訓練の項目は概ね次のとおりとする。

なお、訓練の細目については、その都度実施要領を作成するものとする。

- １１９番通報訓練
- 広報活動訓練
- 避難誘導訓練
- 応急手当訓練
- 救出救護訓練
- 炊出訓練
- 初期消火訓練

３　その他の訓練

その他次のような訓練を、総合防災訓練・地域防災訓練に合わせ、又は単独で実施する。

- 職員非常招集訓練
- 気象特別警報・警報伝達訓練
- 災害通信連絡訓練
- 避難生活体験訓練
- 避難所開設訓練

４　その他の機関・団体が実施する訓練に対する支援

市・消防機関は、防災関係機関、自主防災組織（町内会・自治会）、防災上重要な施設の管理者、教育機関、その他公共的団体等が独自に企画実施する防災訓練に対して、指導・助言・講師派遣を行う等積極的に支援する。

第４章　災害応急対策計画

第１節　応急活動計画

気象予報（注意報を含む)、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の災害時の、市本部等の応急活動については、本計画の定めるところによる。

室蘭市災害対策本部等の活動内容

組織区分	活動内容
災害対策本部	・　第１編第３章第２節災害対策本部（別表２　P20～28）による。
警戒本部	・　気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する避難指示又は高齢者等避難の必要性を判断し発令を決定する。 ・　情報の収集 ・　住民等に対する情報の伝達 ・　住民に対して警戒並びに必要に応じて避難準備を呼びかける広報活動 ・　高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかに次の措置を行う ①　対象地区住民に伝達する広報活動 ②　必要に応じて避難所の開設 ③　胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、ＮＨＫ室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
非常配備体制	・　各部・班が管理している施設の巡回点検を行うなど、警戒体制を取る。 ・　被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに市民生活に影響がある場合はその対策を実施すること。 ・　市民から被害の通報があった場合には、調査の上必要な応急措置又は対策を実施すること。 ・　被害の発生が予測される場合は、道路及び急傾斜地危険区域を巡回して、防水シートを張るなどの応急措置を実施し、災害が発生した場合には本計画に定める必要な応急措置を実施する。

第２節　職員動員計画

職員の勤務時間中及び夜間・休日の勤務時間外に気象予報（注意報を含む)、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の災害が発生した場合の、職員の非常招集等については、本計画の定めるところによる。

１　防災気象情報及び配備体制の伝達（勤務時間中）

勤務時間中の防災気象情報及び配備体制は、次の方法により総務部総括班から伝達する。

（１）　庁内放送及び庁内情報システム（庁内イントラ）

（２）　庁内放送拡声器が設置されていない部、班については、電話又はFAX及び庁内情報システム

２　職員非常招集方法（勤務時間外）

夜間・休日の職員非常招集については、風水害は事前に予測されることが多いことから、極力勤務時間中に配備体制を決定し、上記１により伝達を行うものとする。なお、突発的な気象情報や災害等に対しては次のとおり定める。招集については、非常配備連絡網や情報共有アプリ等を活用し伝達するものとする。((４）自主参集 に該当する項目を除く）

（１）　第１種配備・第２種配備の場合

防災気象情報及び配備体制は、総務部総括班から各班長（班長不在の場合は、部長、部付又は班員（以下「班長等」という。)）に伝達する。連絡を受けた各班長等は、上司に報告するとともに、あらかじめ定められた「非常配備体制及び非常招集連絡網」により関係職員に伝達するものとする。

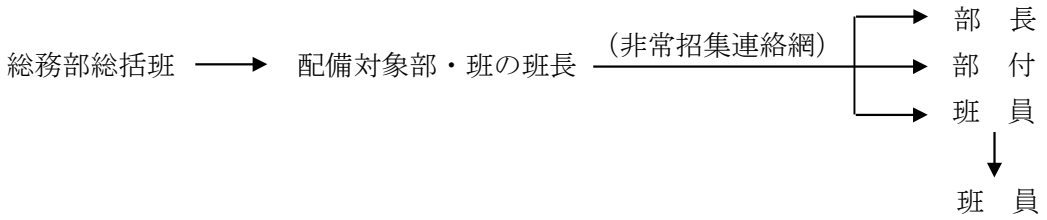

非常招集連絡系統図（第１種配備・第２種配備）

（２）　災害対策本部、警戒本部設置の場合

災害対策本部、警戒本部を設置、又は設置しようとするときは、総務部総括班から各班長等に伝達する。連絡を受けた各班長等は、上司に報告するとともに定められた「非常配備体制及び非常招集連絡網」により関係職員に伝達するものとする。

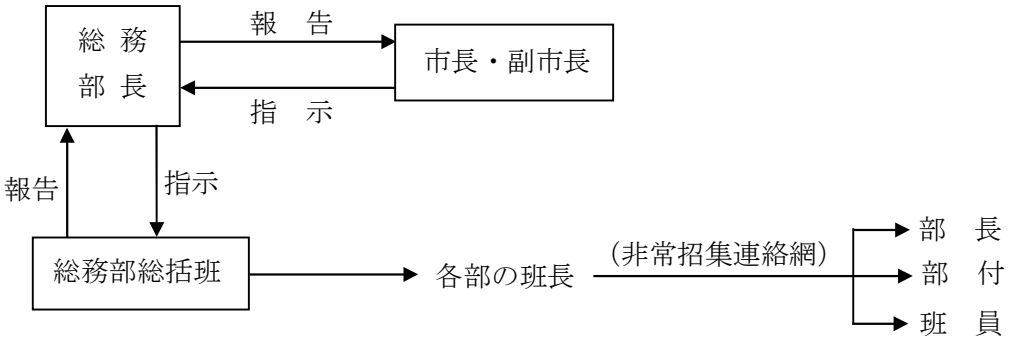

非常招集連絡系統図（災害対策本部、警戒本部）

（３）　第３種非常配備の場合

第３種非常配備については、総務部職員班から各班長等に伝達するものとする。連絡を受けた各班長等は、上司に報告するとともに、定められた「非常配備体制及び非常招集連絡網」により関係職員に伝達するものとする。

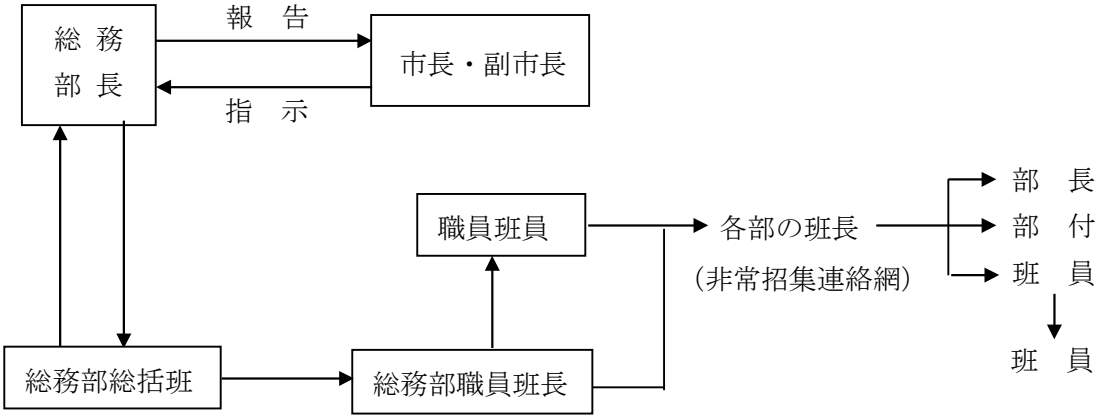

非常招集連絡系統図（第３種配備）

（４）　自主参集

職員は、防災関連情報を入手するため、北海道防災情報システムのメールサービスへ積極的に登録するほか、テレビ・ラジオ等で次のことを知ったときは、非常招集の連絡を待たずに参集するものとする。

①　大雨、洪水警報の発表を知ったとき。　（第２種配備の職員）

②　暴風、暴風雪警報が発表され、局地的被害の発生を知ったとき。（第２種配備の職員）

③　ニュース等で、風水害等のため室蘭市内で被害が発生していることを知ったとき。（第２種配備の職員）

④　市本部又は警戒本部が設置されたことを知ったとき。　（第２種配備の職員）

⑤　ニュース等で市内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき。（全職員）

（５）　参集場所

（１）～（３）の伝達、報告等を受けた職員は、直ちに勤務場所に集合するものとする。なお、消防本部職員はあらかじめ定められた場所に集合するものとする。

３　参集職員が留意すべき事項

（１）　参集手段

徒歩や公共交通機関、自家用車等を利用するなどして、迅速に参集する。なお、参集場所までの通行の際には安全に十分注意するものとする。

（２）　服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、職員証、雨具、長靴、防寒服、帽子、手袋、タオル、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、その他必要な用具を可能な限り携行すること

※　職員証は、交通規制がされている場合等において、応急対策に従事する者としての証明に必要な場合がある。

（３）　参集途上の緊急措置等

①　可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者（班長、指揮者等）に報告すること。

②　負傷、生埋め等の人身災害に遭遇したときは、最寄りの消防署又は警察機関へ通報するとともに、救助にあたる等適切な措置をとること。

第３節　広報計画

市は、大雨、暴風等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関と連絡を密にし迅速かつ的確に気象情報、災害情報等を広報し、警戒態勢の呼びかけ等を行って被害の拡大防止に努めるとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努め、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

１　広報事項

（１）　気象予報（注意報を含む)、特別警報、警報並びに情報等の内容

（２）　警戒レベルや高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等の避難情報及び避難所等の避難情報並びに避難の際の注意事項

（３）　市の実施している応急対策の内容

（４）　その他被害の防止のため必要な事項

２　広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

特に、避難行動要支援者に対する情報伝達には配慮するものとする。

（１）　広報車の利用

ハザードマップにより予測されている土砂災害、洪水等の災害危険予測箇所を重点に、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

（２）　町内会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会、自治会、自主防災組織及び民生委員等の連絡網を活用して気象警報等の防災関連情報等の広報を実施する。

（３）　放送による広報

市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。

（４）　報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

（５）　印刷物等の配付

必要に応じて広報誌の臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難所等、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

（６）　ＩＴ機器による広報

インターネットを活用した広報の実施や、スマートフォン・携帯電話等で緊急速報メールを用いた防災関連情報の広報を実施する。

（７）　港湾保安システムによる広報

港湾の保安のために設置しているスピーカーを活用して、港湾関係者等に対し防災関連情報の広報を実施する。

（８）　北海道防災情報システム等による広報

北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム(Ｌアラート)、全国瞬時警報システム(Ｊ･ＡＬＥＲＴ)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

３　災害関連情報の収集

市本部運営規程で規定されている各班は、住民等からの大雨による土砂災害や洪水等の前兆となる異常現象や被災情報等を積極的に収集する。

収集した情報は、総務部総括班で集約するとともに、市本部や警戒本部、非常配備部署に報告する。

４　一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関及び公共機関や弁護士、司法書士、土地家屋調査士及び建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。

（１）　相談窓口の設置

市は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための関係機関及び専門家による合同相談窓口を公共施設又は庁舎内に開設し、次の事項について相談に応ずるものとする。

①　生活問題に関すること
②　被災者に対する税の減免等に関すること
③　災害復旧に係る制度融資に関すること
④　被災建築物の改築、修繕及び宅地の安全・保全に関すること
⑤　土地・建物の登記、借地・借家問題等に関すること
⑥　り災証明に関すること
⑦　法律問題に関すること
⑧　その他行政機関等に対する要望に関すること

（２）　要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部または関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努めるものとする。

５　安否情報の提供

（１）　安否情報の照会手続

①　安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

②　市は、安否情報の照会を受けた際は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証等の本人確認資料の提示を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。

③　市は、安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者のと間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・　被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・　被災者の居所 ・　被災者の負傷又は疾病の状況 ・　被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・　被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・　被災者の職場の関係者その他の関係者	・　被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・　被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・　被災について保有している安否情報の有無

（２）　安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

①　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

②　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

③　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関及び警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

④　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

（３）　災害時の氏名等の公表

①　知事は、住人の安全・安心の確保に視するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、道が定める「災害時の氏名等の公表方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

②　市長は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第４節　避難対策計画

大雨・暴風等により河川の氾濫や火災の拡大の恐れがあるとき、又は、浸水・崖崩れ等の切迫した危険から住民の安全を守るための避難対策については、本計画の定めるところによる。

１　避難指示の発令者

（１）　市長又は市長の命を受けた市の職員

①　市長は、住民（居住者、滞在者、その他現場にいる者をいう。以下本節において同じ。）に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときは、基本法第６０条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対して次の指示を行う。

ア　避難のための立退きの指示

イ　必要に応じて行う立退き先としての避難場所の指示

ウ　屋内での待避等の安全確保措置の指示

②　市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

③　市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

（２）　水防管理者

①　水防管理者（水防管理者水防管理団体である市長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

②　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するとともに、室蘭警察署長にその旨を通知する。

（３）　警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、（１）②により市長から要求があったとき、又は市長が指示するいとまがないと認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退き又は安全な場所への待機や屋内安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（４）　知事又は知事の命を受けた道の職員

災害により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、市長に代って避難のための立退きを勧告し若しくは指示し、及び立退き先を指示するものとする。

知事（胆振総合振興局）又は知事の命を受けた道の職員は、洪水もしくは高潮の氾濫、もしくは地滑りにより著しい危険が切迫し、又はその可能性が大きいと判断されるときは、直接住民に対して避難のための立ち退きを指示することができる。

（５）　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置を取ることができる。この場合、当該措置をとったときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

①　住民等の避難等の措置等
②　他人の土地等への立ち入り
③　警戒区域の設定等
④　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等
⑤　住民等への応急措置業務従事命令

２　避難指示等の基準

避難指示及び緊急安全確保の発令基準は、原則として次の場合とする。

（１）　土砂災害警戒情報が発表されたとき。
（２）　土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生の恐れがあると認められるとき。
（３）　高潮、洪水により浸水が発生し、若しくは発生する徴候があると認められるとき。
（４）　火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
（５）　その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

なお、土砂災害に関する避難指示の発令基準は、原則として、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合とする。

（６）　土砂災害が発生したとき、緊急安全確保を発表する。

３　事前避難

市長は、大型台風の接近、気象警報の発表及び大雨による浸水・崖崩れ等が発生して被害が拡大するおそれがあるときは、高齢者等避難を発令し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防本部、警察署等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。

なお、大雨による土砂災害のおそれがあるときの高齢者等避難の発表基準は、資料編の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるものとする。

４　避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等

市長は、避難指示又は高齢者等避難を発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

（１）　伝達方法

本編第４章第３節２広報活動の方法（P95）の規定による

（２）　伝達内容

①　避難を要する理由

②　避難の対象区域

③　避難所の指定

④　避難経路

⑤　その他避難に際しての注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル５	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保
警戒レベル４	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保する。）。	避難指示
警戒レベル３	・　高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保） ・　高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル２	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性）

（３）　知事への報告

市長は、避難指示又は高齢者等避難を発令したとき、及び警察官、海上保安官から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかに次の事項を知事（胆振総合振興局長）に報告する。

①　発令者

②　発令の理由及び指示又は高齢者等避難の別

③　対象区域

④　避難対象者（世帯数及び人数）

⑤　避難先

（４）　解除の公示

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民に伝達するとともに、直ちにその旨を公示し、知事（胆振総合振興局長）に報告する。

５　避難の方法

住民の避難に際しては、災害の規模、道路・橋梁の被災状況、火災発生の有無及び延焼拡大の方向等を勘案し、市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関が緊密な連携のもとに行うものとする。

（１）　避難道路の主要拠点については、必要に応じて市職員、消防職員、消防団員、警察官及び協力団体等の誘導員を配置し、迅速、安全な避難者の誘導にあたるものとする。また、その際は避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

（２）　市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関は、住民の安全な避難を行うために必要な情報の提供、道路障害物の除去等の対策を実施するほか、避難所を開設する場合には職員の派遣を行う等、避難者の安全収容体制を図るものとする。

（３）　自主防災組織、町内会等は、地域住民の集団避難、及び地域内の避難行動要支援者に対する支援を行うなど、人的被害の軽減に協力するものとする。

（４）　避難行動要支援者の避難行動支援

①　避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

②　避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

③　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた市計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、市計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア　指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ　病院への移送

ウ　施設等への緊急入所

④　応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

⑤　在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

⑥　応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

６　避難所の指定

避難者は、建物に収容するものとし、災害の規模、要避難者数、対策の効率化等を勘案して、要避難地区の最寄りの指定緊急避難場所又は指定避難所の中から指定する。

７　避難所の開設及び運営管理等

（１）　開設

避難所の開設は、市本部又は市警戒本部の指示により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。

①　災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、市計画の定めるところにより、速やかに避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

②　要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等へ避難を促す。

③　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

④　市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

⑤　市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置がある（ただし、除外される消防用設備等に代わる安全確保のための措置を講じる必要がある）ことに留意する。

⑥　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するように努めるものとする。

⑦　避難所において、収容人数を超過することがないよう、平時からホームページやＳＮＳ等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

⑧　市長は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に胆振総合振興局長を通じて知事へ報告する。

（２）　運営管理等

市は、自主防災組織等と協力し、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。

①　指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、

住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

②　避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみを受取に来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

③　避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

④　指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましく、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑤　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

⑥　指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力、ＤＶの発生を防止するため、女性と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力、ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑦　室蘭警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談や要望等の把握に努めるものとする。

⑧　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

⑨　災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅や公営住宅の迅速な提供により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

⑩　やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報

提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑪　車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

⑫　避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

⑬　被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、北海道の指導・連携の下、防災対策担当部所と庁内関係部所及び医師会等と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑭　指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

⑮　避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用のスペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

８　広域避難

（１）　広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議を行うことができる。

（２）　道内における広域避難

市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（３）　道外への広域避難

①　市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道へ当該他府県との協議を求めるものとする。

②　市は、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議できるものとする。

（４）　避難者の受入

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（５）　関係機関との連携

市、道、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

９　広域一時滞在

（１）　道内における広域一時滞在

①　市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民受け入れについて、協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

②　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

③　市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

④　市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

（２）　道外への広域一時滞在

①　市長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事に対し、被災住民受け入れについて、協議することを求めるものとする。

②　市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するものとする。

③　市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するものとする。

第５節　救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、市をはじめ救助機関は迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

１　救助救出実施者

市（救助法を適用された場合を含む）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市は救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町、北海道等の応援を求める。

２　救助救出活動

市及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要するものを発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第６節　食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任において実施する。

なお、各機関の災害応急作業従事者等に対する食料の供給は、原則として当該機関の長の責任で実施する。

２　食料供給の対象者

食料を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

（１）　避難所に収容された者

（２）　住家の被害が、全壊（焼)、流出、半壊（焼)、又は床上浸水等であって炊事のできない者

３　供給する食料

供給品目は、米飯、パン、牛乳、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

４　供給食料の調達先

（１）　市備蓄食料の放出

（２）　「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結先の店舗（本編第３章第８節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P70）参照）

（３）　その他製パン業者等に対する委託製造

５　炊き出し

炊き出しは、食料を供給すべき期間が、ある程度長期にわたることが予想される場合に実施する。

（１）　炊き出し施設

炊き出し施設については、原則として調理施設のある公共施設において実施する。

ただし、都市ガス、電気等が断絶して利用できない場合は、プロパンガスを調達し、または自衛隊の炊事車の災害派遣を求める等により、各避難所において実施する。

（２）　炊き出し従事者

炊き出し従事者については、市職員の他日赤奉仕団、室蘭市女性団体連絡協議会、町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て確保する。

（３）　炊き出しが困難等の場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

６　供給の期間

供給の期間については、原則として発災日から７日間以内とし、この期間内に供給を打切ることが困難な状況である場合は、知事（厚生労働大臣）に期間の延長を申請するものとする。

７　費用の限度

費用の限度については、救助法に定める基準によるものとする。

第７節　衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任で実施する。

２　給（貸）与の対象者

給（貸）与の対象となる者は、災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水した者で、かつ、被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。〔給（貸）与等は、世帯単位で行う。〕

３　給（貸）与物資の調達先

（１）　市備蓄物資の放出
（２）　「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結先の店舗
（３）　災害義援物資として提供を受けたもの

４　給（貸）与対象世帯の把握等

市本部の担当部・班は、世帯別の被害状況を把握し、配分計画を立て、発災日から遅くとも１０日以内に給（貸）与を完了するものとする。

５　給（貸）与物資の種類及び品目

給（貸）与物資の種類は、原則として次の８種類とする。なお、個々の品目は例示であり実態に応じて他の品目でも差支えないものとする。

給（貸）与物資の種類及び品目

種類	品目
寝　具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団、枕等
外　衣	洋服、作業衣、子供服等　（既製品に限る。）
肌　着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食　器	茶碗、皿、箸等の類
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ、トイレットペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ロウソク、プロパンガス等の類

６　給（貸）与費用の限度

給（貸）与費用の限度については、救助法に定める基準によるものとする。

第８節　石油類燃料供給計画

災害時における石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

市長は市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保及び災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

（１）　市内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。

（２）　市内における調達が不可能となったときは、道に協力を求めることができる。

（３）　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

（４）　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、ＬＰＧの供給を確保する必要があるので取扱いについては弾力的な運用を図るものとする。

２　石油類燃料の確保

市は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第９節　給水計画

災害時における飲料水及び生活用水の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施方針

水道施設が被災し水道による飲料水及び生活用水の供給が困難になった場合、市（担当―水道部）は被災者に対し飲料水の確保並びに生命の維持を目的とする応急給水を実施する。また、水道機能の早期復旧を図り生活用水の供給に努める。

２　応急給水

（１）　応急給水体制

市は、必要な人員及び資機材を確保し応急給水体制を確立する。また、必要に応じて関係機関（日本水道協会、自衛隊、室蘭市管工事業協同組合等）への応援要請を行う。

（２）　給水量

給水量は、１人１日３リットル（飲料水）を目途とする。

（３）　給水方法

①　運搬給水

給水車や給水袋等を活用して、避難所や医療施設等への運搬給水を行う。

②　拠点給水

断水範囲が広範囲に及ぶ場合は、地区単位に給水所を設け緊急貯水槽や給水タンクを活用した拠点給水を行う。

③　仮設給水

断水が長期に及ぶ場合などには、水道機能の回復状況に応じて消火栓に仮設給水栓を接続して仮設給水を行う。

（４）　広報

市は、応急給水の実施に際し広報車、インターネット及び報道機関等を活用して、応急給水の方法、給水所の場所・時間或いは水道の復旧見込み等について広報を行う。

３　応急復旧

水道施設が被災した場合、市は速やかに復旧活動に着手するとともに、できる限り短期間での水道機能の回復を目指して以下の活動を行うものとする。

（１）　被害状況の適確な把握

（２）　復旧の優先順位を検討・決定

（３）　応急復旧体制の確立

（４）　応援要請

（５）　応急復旧活動

（６）　断水区域の縮小・解消

第１０節　下水道施設対策計画

災害時の下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

１　応急復旧

市は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害により下水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

（１）　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

（２）　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

（３）　被害状況により、日本下水道事業団、メーカー、維持管理委託業者等への支援を要請する。

（４）　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。

（５）　処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

（６）　住民への広報活動を行う。

２　広報

市は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第１１節　医療救護計画

災害が発生したときは、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するため、次により対応するものとする。

１　実施責任者

（１）　市（担当－保健福祉部）は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

（２）　市（担当－保健福祉部）は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

２　被災状況の把握

災害時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会は、医療機関等から以下の事項について情報収集を行うものとする。

①　医療機関の施設・設備の被害状況
②　負傷者等の状況
③　診療（施設）機能の稼働状況
　（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
④　医療従事者の確保状況
⑤　救護所の設置状況
⑥　救護所及び医療機関への交通状況
⑦　医薬品、医療資機材等の需給状況

３　救護所の設置

市は、被災状況に応じて避難所等に救護所を設置するものとし、開設したときは速やかに設置場所及び負傷者数その他の情報を次の機関に通知するものとする。

①　室蘭市消防本部
②　胆振総合振興局保健環境部保健行政室
③　室蘭市医師会
④　室蘭歯科医師会
⑤　北海道薬剤師会室蘭支部
⑥　室蘭警察署

４　医療救護活動

市は、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会等に協力要請を行い、患者、妊産婦等の救護活動に万全を期する。

（１）　救護班の派遣

市は、救護所における救急医療・救護を必要とすると判断した場合は、室蘭市医師会

との「災害時の医療救護活動に関する協定」及び室蘭歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、救護班の編成と派遣を要請するものとする。（協定書を資料編に掲載）

（２）　救護班の業務

①　トリアージ

②　傷病者に対する応急処置及び医療

③　傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

④　助産救護

⑤　避難場所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

⑥　被災者の死亡の確認及び遺体の検索など

（３）　指定避難所等への巡回医療班の派遣

指定避難所等の開設が長期（概ね１週間以上）にわたる場合は、市は、避難者の健康管理に万全を期すため、必要に応じて室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会室蘭支部等の関係機関・団体に要請し、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等による巡回医療班を編成して派遣するものとする。

（４）　負傷者の搬送

負傷者又は妊産婦等の搬送に当たっては、原則として消防及び医療機関の保有する救急車を使用することとし、軽傷者については一般車両も使用する。

また、緊急に処置を要する負傷者、又は市外の医療機関に搬送を要する負傷者等については、道に対して消防防災ヘリコプターの派遣（北海道消防防災ヘリコプター応援協定及び要請手続き等は資料編に掲載）又はドクターヘリの派遣を要請する。

５　災害時拠点病院

（１）　災害時拠点病院の指定

救急告示医療機関である次の病院を、室蘭市の災害時拠点病院として指定する。

災害時拠点病院

病　院　名	住　　所	電話番号	離着陸場
市立室蘭総合病院	山手町 3-8-1	25-3111	専用施設有
日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	専用施設有
製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	A
大川原脳神経外科病院	寿町 1-10-1	44-1519	A

（注１）　市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院は、道の災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を受けている。

（注２）　離着陸場のＡは、北海道防災航空室に登録している指定離着陸場を使用する場合の区分

Ａ　中島公園野球場

（２）　災害時拠点病院の医療救護活動

①　災害時拠点病院は、道の要請に基づき救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

②　災害時拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急資材の貸し出し等、地域の医療機関を支援する。

（３）　災害時拠点病院の措置

災害時拠点病院は、災害が発生した場合において、その規模及び災害の様相等を勘案し、次の計画を定めておくものとする。

①　救急診療体制計画

②　入院・通院患者の移送・避難計画

③　医薬品及び医療資機材等の調達計画

④　休日・夜間の職員非常招集計画

⑤　その他災害時医療を実施するために必要な計画

６　その他の病院、診療所の措置

災害時拠点病院以外の病院、診療所及び歯科診療所は、災害が発生した場合において、緊急診療を求めて来院した者に対して、可能な限り応急治療を行い又は災害時拠点病院に移送する手段を講ずる等、必要な措置をとることに努めるものとする。

※　室蘭市内の病院、診療所及び歯科診療所の一覧表を資料編に掲載。

７　医師会、歯科医師会による災害時医療体制の検討

室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会は、大規模災害が発生した場合における、医療機関相互及び医師、歯科医師等の協力体制等、災害時医療体制のあり方について、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室及びその他の関係機関と協議のうえ、研究、検討を行うものとする。

８　北海道薬剤師会室蘭支部の協力

北海道薬剤師会室蘭支部は、災害時において、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室又は医療機関等の要請に基づき、若しくは「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、次の事項について積極的に協力する。

（１）　避難所等への巡回医療班に薬剤師を派遣すること

（２）　避難所等の環境衛生の保持に協力すること

（３）　医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材等の迅速、適正な供給が図られるよう、調達、管理及び搬送等を行うこと

（４）　地域の薬局において、医薬品の適正使用、応急手当等の指導、相談に応ずること

（５）　その他薬剤師として支援、協力できる分野で活動すること

９　北海道柔道整復師会日胆ブロックの協力

北海道柔道整復師会日胆ブロックは、災害時において、市等の要請に基づき、若しくは「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」に基づき、救護班を編成し、災害現場等の救護所等での活動に積極的に協力するものとする。

１０　臨時の医療施設に関する特例

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第１２節　防疫計画

災害時における被災地の防疫対策は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

市（担当―生活環境部、保健福祉部）は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、次の措置を実施するものとする。

（１）　感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号（以下「感染症法」という。））に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

（２）　胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと集団避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。

２　実施組織

（１）　市本部の生活環境部は、防疫実施のため防疫班を編成する。

（２）　防疫班は概ね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名をもって１班とする。この場合、部内で衛生技術者が不足するときは、知事に派遣を要請し、又は薬剤師会等に協力を求めるものとする。（本部の雇上）

３　防疫の種類と方法

（１）　防疫班の消毒活動

防疫班は、次の作業を被災後直ちに実施する。

①　被災区域内の家屋、下水、その他不潔場所の消毒

②　避難所等、伝染病隔離病舎の便所、その他不潔場所の消毒

③　必要に応じ、生活環境部清掃班と協力して、ねずみ、昆虫等の駆除

（２）　被災世帯に対する防疫の指導

被災世帯に対して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、野菜等の消毒等衛生上必要な指導を行う。

（３）　臨時予防接種

伝染病予防のため、知事の指導・指示に従い、関係機関の協力を得て、種別、対象、期間等を定め、予防接種を実施する。

４　避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

（１）　健康調査等

指定避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

（２）　清潔方法、消毒方法等の実施

胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等での清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場及び洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

（３）　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を持ってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

（４）　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第１３節　廃棄物等処理及び清掃計画

災害に伴い生じた廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理を適切に実施し、被災地の環境整備を図るために必要な措置については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）　被災地における廃棄物等の処理は、市（担当－生活環境部）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請する。

（２）　被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が処理することが困難な場合は、市（担当－生活環境部）が実施するものとする。

２　被害状況の調査

（１）　調査体制

災害発生後速やかに被害状況を把握して処理を実施するため、調査地域、対象施設、設備及び調査担当者を明確にした調査体制を整備する。

（２）　被害状況の集計・報告

廃棄物処理施設等の被害状況を早急に調査・集計して被害状況報告書を作成し、総務部総括班に提出する。

３　ごみ処理計画

（１）　収集・処理対策等の樹立

各地区別の被害状況を速やかに把握してごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬対策を樹立する。また、処理は西いぶり広域連合の焼却施設（メルトタワー２１）を使用するが、災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

なお、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町及び西いぶり広域連合との間で、「廃棄物処理に係る相互支援協定」を取り交わしており、災害時の一般廃棄物処理にあたって処理施設の相互使用を定めている。

（２）　人員・車両等の確保

ごみ収集・運搬の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力を超える排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行

（３）　臨時収集場所の指定

地区住民等が道路上に廃棄物を出し、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物等により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等の協力を求める。

（４）　生ごみ等の早期処理

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫・衛生管理上、できる限り早急に収集運搬が行われるよう、その体制を確立する。

（５）　災害廃棄物等の処理

損害家屋の災害廃棄物については、原則としてり災者自ら市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、り災者が対応することが困難な場合、及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集を行う。

（６）　暫定堆積場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に出されるが、一時に処分場への大量搬入はその処理が困難となる場合や、交通の確保が困難で処分場への搬入ができない場合が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積できる場所を確保する。

（７）　ごみ袋等の配布

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

４　し尿処理計画

（１）　し尿処理対策の樹立

倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上できる限り早急に収集処理を行うことが必要である。

このため市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿前処理施設の臨時点検等を行って処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処理対策を樹立する。

（２）　人員・車両等の確保

し尿前処理の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、処理能力を超える排出量が見込まれ、早急に対応する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

（３）　水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、断水時に対処するため、平素から浴槽、洗濯機等による汲み置を指導するものとする。

又、断水及び下水道管の破損等により使用できない場合は、地区別に仮設便所を設置する等の対策を講じるものとする。

５　収集処理方法

（１）　ごみ収集処理方法

①　ごみ収集車により、生ごみ、一般的なごみの順で収集し、災害の状況によりごみ収集車が不足する場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期する。

②　処理にあたっては西いぶり広域連合の施設を使用することとし、排出量の状況により他の場所に一時堆積し後日焼却する方法、又は埋立処理も検討することとする。

（２）　し尿収集処理方法

①　し尿運搬車をもって収集するとともに、必要に応じて消毒薬剤を散布する等衛生面に十分配慮するものとする。

②　収集したし尿については、速やかに市のし尿前処理施設に投入する。また、し尿前処理施設が被災し処理が困難となった場合は、下水道処理施設や周辺市町村への協力を要請し処理する。

６　死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。但し、取扱場がない場合又は運搬することが困難な場合は、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

（１）　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

（２）　移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

（３）　（１）及び（２）において埋却する場合にあっては１ｍ以上覆土するものとする。

７　清掃等施設状況

（１）　施設の現況

①　清掃事業所

名　　称　　室蘭市清掃事業所
所　在　地　　室蘭市御崎町１丁目７５番地７
建物の構造　　（事務所）鉄骨造２階建　（車庫）鉄骨造

②　ごみ焼却施設

名　　称　　西胆振地域廃棄物広域処理施設（メルトタワー21）
所　在　地　　室蘭市石川町２２番地２
処理方式　　熱分解燃焼溶融方式
処理能力　　２１０ｔ／２４ｈ（１０５ｔ／２４ｈ×２炉）
所有（管理者）　西いぶり広域連合

③　最終処分場

名　　称　　西いぶり広域連合最終処分場
所　在　地　　室蘭市神代町　23，124，125，126-1，127-1
総　面　積　　１４０，８９２㎡
埋立面積　　７８，０００㎡
全体容量　　１，３００，０００㎥
埋立方式　　層状埋立
所有（管理者）　西いぶり広域連合

④　し尿前処理施設

名　　称　　室蘭市し尿前処理施設
所　在　地　　室蘭市御崎町１丁目７５番地７
処理能力　　３３ＫＬ／日
管理体制　　委託

（２）　車両等の現況

市及び委託業者の保有する車両等の内訳は資料編に掲載

（３）　仮設トイレ借り上げ
北海道建設機器レンタル協会室蘭支部との協定は資料編に掲載

第１４節　家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

市（担当－生活環境部）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

２　家庭動物等の取扱い

（１）　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（２）　災害時における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。

（３）　災害時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

３　同行避難

災害発生時における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼育している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行うものとする。

第１５節　交通対策計画

災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための交通対策については、本計画の定めるところによる。

１　道路の交通規制

（１）　道路交通網の実態把握

災害が発生した場合、道路管理者及び室蘭警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に市内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

①　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

②　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

③　交通混雑の状況及び緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

④　被害道路の応急復旧の見通し

⑤　その他参考となるべき事項

（２）　被害道路の応急復旧等の措置

道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、室蘭警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。

（３）　被害道路等の交通規制の実施方法

道路管理者及び室蘭警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものとする。

①　道路標識等を設置する。

②　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。

（４）　関係機関への連絡及び住民に対する広報

道路管理者及び室蘭警察署は、被害道路の交通規制を実施したときは、市本部（警戒本部）及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等の協力を得て住民に対する広報の徹底を図るものとする。

２　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

（１）　道路管理者への通知

室蘭警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ、

当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

（２）　緊急通行車両の確認手続等

①　確認場所

基本法施行令第３３条の規定に基づき知事又は北海道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局地域創生部地域政策課、室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

②　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するものとする。

③　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

ア　特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

イ　消防、水防、その他の応急措置に関する事項

ウ　被災者の救護、救助その他保護に関する事項

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク　緊急輸送の確保に関する事項

ケ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（３）　規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認めるものとする。

①　確認場所

室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

②　証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた除外車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するものとする。

ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付は行わない。

③　規制対象除外車両の事前届出の対象とする車両

室蘭警察署は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出が

なされた場合には、これを受理するものとする。

ア　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

イ　医薬品・医療機関・医療用資機材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（４）　放置車両対策

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第１６節　災害警備計画

風水害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、本計画の定めるところによる。

１　災害警備の実施

室蘭警察署及び室蘭海上保安部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策を他の防災関係機関と協力して実施する。

２　室蘭警察署の措置

室蘭警察署は、関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時には、早期に警戒体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

（１）　災害警備体制の確立

風水害等各種災害時には、その災害の規模、態様に応じて別に定めるところにより、室蘭警察署に災害警備本部を設置するものとする。

（２）　応急対策の実施

①　災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

②　住民の避難に当たっては、市本部、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防、取締り等に当たる。

③　風水害等各種災害時には、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

④　防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

３　室蘭海上保安部の措置

室蘭海上保安部は、室蘭地方気象台から暴風に関する警報が発表された場合は、第一管区海上保安本部及び関係機関との密接な連携のもと、海上における災害の発生防止のため、早期に警戒体制を確立して、住民の生命、身体及び財産を保護し、海上における安全と秩序を維持する任にあたる。

具体的には、必要に応じて巡視船艇を室蘭港及び周辺海域に出動させ、及び海上保安官を臨港地区に派遣する等の措置をとり、船舶の避難及び安全航行、危険施設の調査及び警戒、海上犯罪の予防・取締り等を実施するものとする。

第１７節　輸送計画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施については、本計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

１　輸送の方法・手段

（１）　道路輸送

①　緊急輸送路の確保

ア　輸送路の決定

市本部は、道路の被災情報等に基づき、物資等の輸送路を決定し、道路管理者及び室蘭警察署及びその他関係機関に連絡するものとする。

イ　交通規制及び啓開

各道路管理者及び室蘭警察署は、市本部からの連絡に基づき、本編第４章第１５節交通対策計画（P123）に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、及び障害物等を除去する等啓開に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。

②　輸送車両の確保等

道路輸送に必要な車両等は、次により確保または調達する。

ア　市有車両の集中管理

各部局で保有している車両（消防車両を除く）は、原則として市本部（担当－企画財政部管財班）が集中管理を行い、効率的に運行するものとする。

イ　他の機関及び民間車両の調達、輸送等の応援

市本部は、市保有車両のみでは必要とする輸送ができないときは、次により調達を行うものとする。

（ア）　北海道及び指定（地方）行政機関の保有している車両の応援要請

（イ）　一般社団法人室蘭地区トラック協会との間で締結している「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」による借り上げ

（ウ）　室蘭地区バス協会会員の保有する車両の借り上げ

（エ）　自衛隊の災害派遣要請

（オ）　運送事業者との間で締結している「災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定」による緊急・救援輸送等の応援要請

（２）　鉄道輸送

一部の輸送道路が使用できない場合は、ＪＲ室蘭本線において、旅客車両又は貨物車両を調達して輸送し、輸送の確保に努める。

（３）　海上輸送

①　国道や鉄道等が不通となり、陸上輸送ができない場合は、耐震強化岸壁、浮体式防災施設等の港湾施設を使用し、船舶により物資等の輸送を確保する。

②　一部の輸送道路が使用できない場合は、室蘭港の埠頭間において、浮体式防災施設又は民間船を調達して輸送し、埠頭から車両で目的地まで輸送する。

（４）　航空輸送

傷病者の緊急搬送、救助物資の調達・配送等で航空輸送の必要が生じたときは、次によりヘリコプターの出動を要請する。

①　北海道に対して、消防防災ヘリコプターの出動要請（北海道消防防災ヘリコプター応援協定及び要請手続き等は資料編に掲載）

②　道を通じて陸上自衛隊第７師団にヘリコプターの災害派遣要請

③　室蘭警察署を通じて北海道警察本部にヘリコプターの災害派遣要請

④　道を通じて第一管区海上保安本部にヘリコプターの災害派遣要請

指定離着陸場

名　称	所在地	道指定	陸上自衛隊指定	道警察指定	海上保安部指定	状況
中島公園野球場	宮の森町 4-1	○	○			土/芝生

※　上記指定離着陸場のほかに浮体式防災施設（広域防災フロート）及びフェリー埠頭第１バースも、ヘリコプターの離着陸場として利用できる。

２　輸送の範囲

（１）　輸送の対象となる応急救助対策等

①　被災者の避難

②　医療及び助産

③　被災者の救出

④　飲料水の供給

⑤　救助用物資の供給

⑥　遺体の捜索及び処理

⑦　応急対策用資機材及び応急対策要員の輸送

⑧　その他本部が行う輸送

（２）　費用の限度額

救助法が適用された場合は、その定める基準による。

３　緊急輸送業務に従事する車両の確認

緊急輸送業務に従事する車両については、本編第４章第１５節交通対策計画（P123）に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）または室蘭警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第１８節　障害物除去計画

災害によって、道路、住居またはその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。また、船舶航行に障害を及ぼしている港湾区域の障害物等の除去は港湾管理者が行う。

なお、住居またはその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとする。

２　道路交通の確保

避難者の安全確保、円滑な避難を促進するため、また災害応急対策用各種の緊急物資を円滑、迅速に搬送するためにも、道路障害物の除去活動は急務となる。

このため、避難道路及び輸送道路などの応急補修、倒壊物等の障害物除去を最優先に実施し、道路交通の確保を図る。

３　交通規制

災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合又は応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合、警察署と連絡協議して、交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

４　道路管理者の相互協力

各道路管理者は、応急復旧及び障害物除去を迅速に実施して必要な交通の確保を図るため、緊密な情報交換及び必要な資機材の確保等で相互に協力するものとする。

５　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合等に行うものとするが、その概要は次のとおりである。

（１）　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

（２）　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

（３）　河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため、河川における障害物の除去を必要と認める場合

（４）　船舶航行の安全を確保するため、速やかに港湾区域内における障害物の排除を必要とする場合

（５）　その他公共的立場から除去を必要とする場合

６　障害物除去の方法

（１）　実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害の除去を行うものとする。

（２）　障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

７　除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。

第１９節　行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索、遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）　市長が実施する。（救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

捜索・収容　　消防本部（消防第１班、消防第２班）

処理・埋葬　　生活環境部（避難対策班）

（２）　室蘭警察署

捜索、収容、検視等

（３）　室蘭海上保安部

捜索、収容、検視等

２　行方不明者の捜索

（１）　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（２）　捜索の実施

市、室蘭警察署及び室蘭海上保安部等は、相互に緊密な連携を図り、捜索隊を編成して実施する。

この場合、市長、室蘭海上保安部長は、被災の状況及び行方不明者数が多数である等のため、必要と認めたときは、知事（胆振総合振興局長）又は第一管区海上保安本部長に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（３）　捜索の期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、引き続き捜索を続行する必要があるときは、知事（厚生労働大臣）に期間の延長申請を行うものとする。

（４）　行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、室蘭警察署に届け出するとともに、身元が判明しているときは、遺族等に連絡するものとする。

３　遺体の処理

（１）　趣旨

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合に実施するものである。

（２）　遺体の処理の方法

①　遺体の処置

洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

②　遺体の一時保存

身元識別に時間を要し、又、死亡者が多数のため短時間に検視・検案ができない等の場合は、遺体を市内の寺院、公共施設又は公園等に天幕を設置して、安置する。

③　検案

原則として医療班の医師によって行う。

（３）　安置場所の確保

市は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

４　埋葬

（１）　趣旨

災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、その遺族等が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、市長が遺体の応急的な埋葬を行うものである。

（２）　埋葬の方法

①　遺族がいる場合

遺族に対して、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資を支給し、火葬、納骨等の役務を提供する。

②　遺族がいない場合

市長が①の内容を一括実施し、お骨を保管する。

５　費用の限度額

救助法に定める基準による。

６　北海道と企業との協力協定

北海道は、救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市の業務を支援する協定を次のとおり締結している。

道と各団体との協定

協　定　名	締結年月日	相手方	葬祭用品の範囲
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H14. 3.29	北海道葬祭業協同組合	・ 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・ 骨つぼ等その他必要な事項
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H17.11. 1	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	・ 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・ 骨つぼ等その他必要な事項

７　平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第５条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第２０節　文教対策計画

気象等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は災害が発生した場合の、小・中学校の児童・生徒の安全確保対策並びに社会教育施設、史跡・文化財の災害時応急対策の実施については、本計画の定めるところによる。

１　児童・生徒の安全確保対策

教育委員会及び小・中学校は、大型台風が接近している場合、又は大雨及び暴風（雪）に係る特別警報・警報が発表された場合等においては、児童・生徒の通学上の安全確保を図るため万全の措置を講じるものとする。

（１）　教育委員会

①　大雨、暴風等の被害の発生のおそれがある場合は気象情報を収集し、直ちに学校長に伝達する。

②　学校長から臨時休校又は授業の打ち切り等の決定を受けたときは、市長（総務部総括班）に報告する。また、報道機関に対して報道を依頼して保護者等への周知を図る。

③　学校長との連絡を密にして、在校中の児童・生徒の下校時の安全措置に万全を期する。

④　災害発生時には、学校長から児童・生徒の被災状況について情報を収集するとともに、必要な応急措置を実施する。

（２）　小・中学校

学校長は、学校防災計画に定めるところにより、児童・生徒の安全確保対策に必要な応急措置を実施する。

①　児童・生徒の登校前に臨時休校を決定したときは、速やかに保護者に連絡する。

②　授業時間中に授業の打ち切りを決定した場合、児童・生徒の下校措置については、地域の状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等適切に判断し、児童・生徒の安全措置に万全を期する。

③　災害発生時には、児童・生徒の被災状況について調査して教育委員会に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

２　応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。

（１）　学校施設の応急修理

教育委員会は、風水害等により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。

なお、復旧については、本編第５章災害復旧・被災者援護計画（P152）に定める。

（２）　校舎の被害状況に対応した応急教育体制

①　校舎の被害が比較的軽微の場合

必要な応急修理を実施して平常授業を行う。

②　校舎の被害が相当に甚大な場合

残存した校舎のうち安全な施設を使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

③　校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがある場合

臨時休校の措置をとり、その期間は、家庭又は地域の集会施設等を利用した地域ごとの応急教育の実施、若しくは家庭訪問により学習内容の指導を行う。

④　校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要する場合

ア　北海道教育庁と協議してプレハブ仮校舎及び仮運動場の建築を検討する。

イ　当該学校の近隣の小・中学校の校舎等又は最寄りの公共施設等を利用し、学級合併授業及び二部授業を行う。

ウ　児童・生徒等が個別に一時居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させる。この場合市外であるときは、当該教育委員会へ受入れ協力を要請する。

（３）　応急教育の要領

①　特別教育計画

各学校の災害の状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施ができない場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう配慮する。

②　特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の負担にならないよう配慮する。

イ　教育活動の場所が学校施設以外の場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全に留意する。

ウ　通学路その他校下の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の実施及び地域住民、ＰＴＡ、保護者等への協力要請等）

エ　学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう配慮する。

オ　教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分対応できるよう配慮する。

３　学校給食等の措置

（１）　給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

（２）　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳・牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

（３）　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

４　衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理するものとする。

（１）　校舎内の、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

（２）　校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

（３）　受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行うものする。

（４）　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

５　社会教育施設の応急措置

文化センター等、社会教育施設の教育施設班は、開館中に風水害等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。主な留意事項は次のとおりとする。

（１）　利用者の安全確保

災害発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。

（２）　負傷者等の確認

入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。

（３）　情報の収集

ラジオ、テレビ等報道機関の気象・災害情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。

（４）　被害状況の調査・報告

速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。

（５）　避難所となった場合の措置

施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会・自治会及び避難者と連携して、避難場所の管理・運営に協力するものとする。

６　史跡・文化財の応急対策

市（担当－教育部教育施設班）は、災害発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等の必要な対策を行うものとする。

第２１節　労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

１　実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、市長（担当一総務部）が行う。

２　労務者雇用の範囲

①　被災者の避難のための労務者
②　医療助産の移送労務者
③　被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
④　飲料水供給のための運搬労務者
⑤　遺体の捜索処理のための労務者
⑥　その他災害応急対策のために必要な労務者

３　室蘭公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申し込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。

①　職種別、所要労務者数
②　作業場所及び作業内容
③　期間及び賃金等の労働条件
④　その他必要事項

４　賃金及び費用の負担

費用は市が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準により、その都度市長が定める。

第２２節　住宅対策計画

風水害等の災害により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

１　避難所の開設

市長（担当－生活環境部）は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

２　公営住宅の提供又は斡旋

市長（担当－都市建設部）は、災害時における被災者用の住居として、市営住宅の空室を優先的に提供するとともに、道に要請して道営住宅の空室を斡旋するほか、登別市・伊達市の市営住宅への入居についても協力を要請するものとする。

また、民間賃貸住宅の活用について、北海道や関係団体等と連携を図るものとする。

３　救助法適用後の実施責任者

（１）　救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借り上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

（２）　市長（担当－都市建設部）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

（３）　市長（担当－都市建設部）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

４　応急仮設住宅の供与

公営住宅への入居可能戸数が不足する場合は、応急仮設住宅を供与するものとする。

（１）　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

（２）　建設戸数

全壊及び流失等の被害状況により、必要な戸数を知事に要請する。

（３）　建設地

建築場所の決定に当たっては、被災者が相当期間居住することから、建設戸数から判断した用地面積、及び交通の利便性、飲料水・電気などの供給が容易である等の立地条件を考慮して、次の順序で選定する。

①　未利用市有地（公社の所有地を含む。）

②　未利用国有地・道有地の借り上げ

③　未利用民有地の借り上げ

④　公共用地（公園、グラウンド等の公共空地）

（４）　建設規模及び工事費の限度額

救助法の規定による。

（５）　着工期間

原則として、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに完成させる。

（６）　入居者の選定及び供与期間

①　入居者の選定

ア　生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い者より順次選ぶものとする。

イ　入居者の選定に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。

②　供与期間

原則として、応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から２年以内とする。

（７）　資材等の調達

応急仮設住宅建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達するが、調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。

（８）　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

５　被災住宅に対する対策

（１）　住宅の応急修理

半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、あるいは、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し救助法を適用して、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことの出来ない部分で必要最小限の応急修理を実施する。

（２）　相談窓口の設置

市は、被災住宅の復旧に関する技術的指導及び制度融資等の相談を行うため、相談窓口を設置する。

６　平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、政令で定める区域及び期間において設置する避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置がある（ただし、除外される消防用設備等に代わる安全確保のための措置を講じる必要がある）ことに留意するものとする。

第２３節　ライフライン施設応急対策計画

電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者は、室蘭市の地域で風水害が発生した場合において、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益施設としての機能を維持・回復するため、災害に応じ次の事項について実施するものとする。

１　電気施設〔北海道電力ネットワーク㈱室蘭支店〕

①　職員の非常招集体制
②　電気供給施設の応急復旧体制
③　本社及び関連会社の応援体制
④　復旧までの間の臨時電力供給体制
⑤　停電時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
⑥　市との連絡体制
⑦　その他災害応急対策に関して必要な事項

２　通信施設〔東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店〕

①　職員の非常招集体制
②　通信施設の応急復旧体制
③　本社及び関連会社の応援体制
④　復旧までの間の臨時電話仮設体制
⑤　電話途絶時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
⑥　市との連絡体制
⑦　その他災害応急対策に関して必要な事項

３　都市ガス施設〔室蘭ガス㈱〕

①　職員の非常招集体制
②　ガス供給施設の応急復旧体制
③　ガス協会及び関連会社の応援体制
④　災害時におけるガス製造及び供給停止の基準並びに実施体制
⑤　復旧までの間のプロパンガス器具提供体制
⑥　供給再開時の点検体制
⑦　災害時における需要家への広報体制と広報内容
⑧　市との連絡体制
⑨　その他災害応急対策に関して必要な事項

第２４節　広域応援要請計画

市、消防本部及び市立室蘭総合病院は、風水害により大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき次により北海道及び他市町の応援を要請するものとする。

１　室蘭市

（１）　広域応援協定

協 定 名	締結年月日	相 手 方
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	H 7.10.22	静岡市・上越市
災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	H27.3.31	北海道・北海道市長会・北海道町村会
６市町防災協定書	H23. 9. 2	登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	H28.6.24	蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・札幌市南区
室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定書	R1.8.20	岩手県宮古市

（２）　応援の種類

①　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又は斡旋
②　救援・救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋
③　被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又は斡旋
④　救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
⑤　児童・生徒の受入れ　⑥　被災者に対する住宅の提供
⑦　ボランティアの斡旋　⑧　その他要請のあった事項

２　消防本部

協 定 名	締結年月日	相 手 方
北海道広域消防相互応援協定	H3.2.13	道内 58 消防本部

３　市立室蘭総合病院

協 定 名	締結年月日	相 手 方
災害時等における相互支援に関する協定	H28.4.1	日鋼記念病院、王子総合病院、苫小牧市立病院、伊達赤十字病院、八雲総合病院、製鉄記念室蘭病院

第２５節　自衛隊災害派遣要請計画

風水害時における自衛隊派遣要請については、本計画の定めるところによる。

１　災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命及び財産の保護並びに災害応急対策の実施に必要な場合に行うものとし、その要請理由は概ね次のとおりとする。

① 被災者の救助及び遺体の捜索
② 災害救助物資の緊急輸送
③ 被災者に対する炊き出し
④ 断水時の応急給水
⑤ 被災地の防疫
⑥ 主要道路の応急啓開
⑦ 障害物の除去
⑧ 通信の確保
⑨ その他応急措置を実施するため自衛隊の機動力を必要とする場合

２　災害派遣要請手続き

（１） 市長は、災害派遣要請の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者（胆振総合振興局長）に依頼する。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

① 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ 派遣部隊が展開できる場所
⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２） 緊急援助等の通報

市長は、人命の救助に関し、要請権者（胆振総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者（胆振総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者（胆振総合振興局長）に連絡し、上記（１）の手続きを行うものとする。

（※　災害派遣手続フローは、別図（P145）のとおり）

３　知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

（１）　関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（２）　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（３）　航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。

（４）　その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

４　経費等

（１）　派遣部隊の受入側である室蘭市が負担する経費

①　資材費及び機器借上料

②　電話料及びその施設費

③　電気料

④　水道料

⑤　し尿処理手数料

（２）　その他必要な経費は、自衛隊及び室蘭市で協議の上定める。

（３）　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

５　派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって胆振総合振興局長に対しその旨を報告するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

別図

自衛隊災害派遣手続フロー

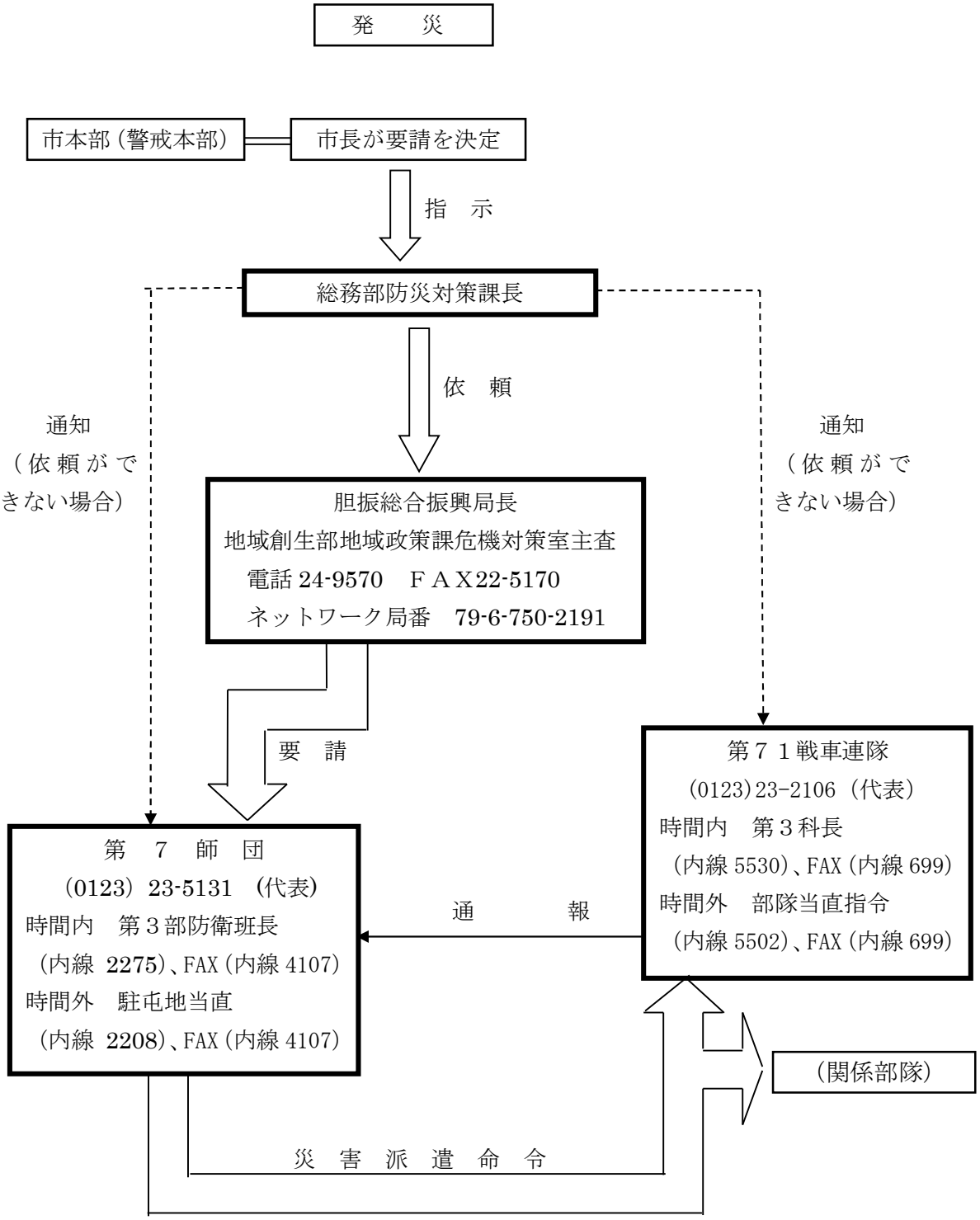

※　市長は、緊急時は直接第７師団、又は、第７１戦車連隊に通知できる。

第２６節　災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害時においては、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

このような事態に備え、市は、ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害ボランティアが被災者等のニーズに応じて円滑に活動できるよう、社会福祉協議会やその他ボランティア活動推進機関等と連携したネットワークの形成に努めるなど、体制の整備を促進する。

１　災害ボランティアの活動

（１）　ボランティア団体・NPO 等の協力

市本部（担当―保健福祉部）及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に当たって、日赤奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO 及び個人ボランティアからの協力の申し入れにより、労務の提供を受ける。

（２）　ボランティア団体・NPO 等の活動内容

ボランティア団体・NPO 等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

① 救援物資の仕分け、配送、配分
② 避難場所の管理、運営の補助
③ 被災・安否・生活情報の収集、伝達
④ 高齢者、障害者等の介護、看護補助
⑤ 炊き出し、食料の配給、給水その他の救助活動
⑥ 清掃活動及び防疫活動の補助
⑦ 被災建築物の応急危険度判定
⑧ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
⑨ 災害応急対策事務の補助
⑩ 通訳等の外国人支援活動
⑪ 救急・救助活動
⑫ 医療・救護活動
⑬ 非常通信
⑭ 被災者の心のケア活動
⑮ 被災母子のケア活動
⑯ 被災動物の保護・救助活動
⑰ ボランティア・コーディネート

２　災害ボランティアセンターの設置及び運営等

（１）　災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、市は被災状況及びボランティア参集状況等を総合的に勘案して災害ボランティアの需給調整等を行う災害ボランティアセンターを設置する。

設置箇所については、別途市と指定管理者との間で施設利用に関する災害協定を締結した室蘭市生涯学習センター「きらん」等公共施設を基本とする。

（２）　災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、別途市と社会福祉協議会で締結した室蘭市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（以下「設置及び運営に関する協定」という。）に基づき、社会福祉協議会がボランティア団体ネットワーク、地元ボランティア（団体)、NPO 及び日赤奉仕団等（以下「ボランティア団体等」という。）と連携しながら行うものとする。

（３）　市及び防災関係機関の支援

社会福祉協議会が設置及び運営に関する協定に基づき運営する災害ボランティアセンターの施設は市が提供するとともに、市及び防災関係機関は、被災状況及びボランティア参集状況等の情報を社会福祉協議会に提供するなど、災害ボランティアセンターの側面支援を行うものとする。

（４）　ボランティア活動保険

ボランティア活動保険（天災タイプ）は、事前にそれぞれの居住地の社会福祉協議会（ボランティアセンター）において、ボランティア自身の負担で加入するものとする。

３　災害ボランティア活動の環境整備

（１）　活動・連携

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。

（２）　活動環境の整備

市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社北海道支部室蘭市地区、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO 等と連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

（３）　平常時の取組

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被害者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする

（４）　災害廃棄物処理

市は、社会福祉協議会・NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第２７節　災害救助法適用計画

風水害に際して救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

救助法による救助の実施は、知事（胆振総合振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

２　災害救助法の適用手続き

（１）　市長（担当－総務部）は、市内における災害が次項の「救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。

（２）　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長（担当－総務部）は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

３　救助法の適用基準

救助法の適用基準は、同法施行令第１条（資料編に掲載）に定めるところにより、本市における適用の基準は、次のとおりである。

（１）　災害が発生した場合

次に掲げる程度の災害において適用される。

①　住家が焼失、倒壊等によって、滅失した世帯が８０世帯以上の場合

②　滅失住家の世帯数が、上記に達しない場合でも、北海道内において２，５００世帯以上で、かつ、本市における滅失住家の世帯数が４０世帯以上の場合

③　北海道内の滅失住家が１２，０００世帯以上の場合で、本市における被災世帯が多数の場合

④　多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合

（２）　災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示し、本市が対象となった場合において適用される。

４　救助の実施

市長（担当－総務部）は、災害救助法施行細則（昭和３１年１０月１０日北海道規則第１４２号）により、知事から委任された職種の一部については、救助を実施するものとする。

（１）　災害が発生した場合

救助の種類	実施期間
避難所の設置	７日以内
応急仮設住宅の供与	２０日以内に着工、建設工事完了後３月以内 ※特定行政庁の許可を受けて２年以内に延長可能
炊き出しその他による食品の給与	７日以内
飲料水の供給	７日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	１０日以内
医療	１４日以内
助産	分べんの日から７日以内
災害にかかった者の救出	３日以内
住宅の応急修理	３か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）
学用品の給与	教科書等　１か月以内 文房具等　１５日以内
埋葬	１０日以内
遺体の捜索	１０日以内
遺体の処理	１０日以内
障害物の除去	１０日以内

（注１）上記のうち、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去に規定する事項の実施については、事前に胆振総合振興局長の承認を受けなければならない。

（注２）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

（２）　災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで

（３）　胆振総合振興局長への報告

市長（担当－総務部）は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

５　救助記録書類の作成

市長（担当－総務部）は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等（「災害救助法による救助の実施について」（昭和 40 年 5 月 11 日　社施第 99 号））（抜粋を資料編に掲載）に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない。

第２８節　義援金、義援品募集・配分計画

大規模な風水害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分する。

１　義援金受入の周知

市長（担当－保健福祉部）は、義援金の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

（１）　振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）

（２）　受入窓口

２　義援金の受入れ及び保管

（１）　市長（担当－保健福祉部）は、次により義援金を受け入れる。

①　一般からの受入窓口を開設する。

②　一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

（２）　義援金の管理

義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

３　義援金の配分方法

（１）　義援金の配分の決定

市長（担当－保健福祉部）は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。

ただし、小規模災害に対する義援金の配分については、配分委員会への付議を省略することができる。

（２）　義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会は、室蘭市、室蘭市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部室蘭市地区及びその他市長が認める団体の代表者をもって構成する。

４　広域的な災害時の義援金の取扱い

室蘭市を含む広域的な災害において、全被災地域の義援金を一本化して配分することとなった場合は、本市が受け入れた義援金は当該配分機関に送金するものとする。

５　義援品受入の周知

市長（担当－保健福祉部）は、義援品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

（１）　受入を希望する物資、及び受入を希望しない物資のリストを公表する。

（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改訂する。）

（２）　送り先は、あらかじめ定める集積拠点とする。

６　義援品の受入れ及び保管

市長（担当－保健福祉部）は、次により義援品を受け入れる。

（１）　受入窓口を開設する。

（２）　受入要員を事前に確保する。

（３）　輸送、保管に適した集積場所に保管する。

７　義援品の配分方法

市長（担当－保健福祉部）は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し効果的な配分方法を決定する。

第５章　災害復旧・被災者援護計画

第１節　基本方針

災害時における応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため、迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の計画にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧を図るよう配慮するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密な連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第２節　公共施設等災害復旧計画

１　実施責任者

北海道、室蘭市及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

２　復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画
　①　河川
　②　海岸
　③　砂防設備
　④　林地荒廃防止施設
　⑤　地すべり防止施設
　⑥　急傾斜地崩壊防止施設
　⑦　道路
　⑧　港湾
　⑨　漁港
　⑩　下水道
　⑪　公園
（２）　農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）　都市施設災害復旧事業計画
（４）　上水道災害復旧事業計画
（５）　住宅災害復旧事業計画
（６）　社会福祉施設災害復旧事業計画
（７）　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
（８）　学校教育施設災害復旧事業計画

（９）　社会教育施設災害復旧事業計画
（10）　その他災害復旧事業計画

３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において実施するが、国、道の負担金又は補助金及び地方債措置のあるものについては、十分にこれを活用して行うものとする。

なお、災害復旧事業別の国庫負担対象及び補助率は資料編に掲載している。

４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査・把握し、道とも十分協議のうえ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第３節　被災者援護計画

１ り災証明書の交付

（１） 市

① 市長は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立するものとする。

② 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

③ 市長は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする

④ 市長は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

⑤ 市長は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部所と応急危険度判定担当部所とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

（２） 消防機関

市長は、り災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

２ 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

（１） 被災者台帳の作成

① 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

② 台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名
イ 生年月日
ウ 性別
エ 住所又は居所
オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
カ 援護の実施の状況
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
ク 電話番号その他の連絡先
ケ 世帯の構成
コ り災証明書の交付の状況

サ　市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ　台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス　台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ　その他被災者の援護の実施に関し、市長が必要と認める事項

③　市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④　市長は、必要に応じて、台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（２）　台帳情報の利用及び提供

①　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ　市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

②　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ　その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

③　市長は、② の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節第２の(1)の②のス）を含めないものとする。